

---

令和3年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和3年12月6日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和3年12月6日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鎌水 英一君	7番 熊懐 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	重松 邦英君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長 .....			吉松 浩君

監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長			大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	高木 慎君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） 改めまして、おはようございます。

本日の議事に入ります前に、住環境建設課長より発言の申出がっておりますので、これを許します。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 先週12月3日に審議いただきました令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、記載間違いがありましたので、正誤表をお配りしてるかと思いますが、こちらのほうで御報告いたします。

補正予算書110ページになります。

第3条の文中、3行目になりますが、「当年度利益剰余金処分類」という形になっておりました。こちら、「当年度利益剰余金処分類」が正解でございます。

続きまして、111ページ目。

表中の右端のほうの説明の列のところでございます。一番上のほうに「給与」と書いておりますが、こちら、「給料」のほうが正解でございます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（中野 義信君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。7番、熊懷和明議員の発言を許可します。7番、熊懷和明議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 皆さん、おはようございます。7番、熊懷でございます。通告書に従い質問をさせていただきます。

1つ目が空家等対策計画についてお尋ねします。

「うきは市空家等対策計画」の中に、近年、地域においても人口・世帯数の減少により使用されていない住宅、建築等が年々増加しております。うきは市においても平成30年住宅・土地統計調査では1,750件の空き家があり、今後も空き家は増加すると考えられます。空き家の中には適切な管理が行われていない結果として、老朽化による建物の倒壊の危険性や治安の悪化、放火の誘発や不審者の侵入、害虫の発生など、防災、防犯、安全、環境、景観の阻害と、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであり、早急な対策の実施が求められています。

令和3年4月から6年3月までの3年間とし、国の空き家政策の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくものと書かれていたことなどについて伺います。

(1) 増え続ける空き家等対策における施策について伺います。

(2) 空き家解消に向け、今後の取組、実態調査等について伺います。

(3) 空き家・空き地等の所有者が終活の中で財産をどうするのか決めていくことが、空き家等の解消につながると思うが、市長の見解を伺います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、空家等対策計画につきまして大きく3つの御質問を頂きました。

1点目の増え続ける空き家対策と2点目の空き家解消に向けての今後の取組や実態調査につきましては、関連がございますので併せて答弁をさせていただきます。

うきは市では、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成30年2月に、「うきは市空家等対策計画」を策定し、令和3年4月に改定を行ったところであります。空家等対策計画における施策としましては、空き家等の調査及びデータベース化、空き家等の適切な管理の促進、空き家等及び跡地の活用を促進を行うこととしており、特に適切な管理の促進について重点的に進めているところであります。

具体的には、年2回、空き家に関する相談会を住環境建設課、うきはブランド推進課、生涯学習課で連携して実施しております。また、解体費の助成を行う老朽危険家屋等除却促進事業費補助金につきましても広報うきはで周知を進めてきた結果、年々、この補助金を活用される方が増

えているところでございます。ほかにも「空き家バンク制度」や「空き家リフォーム制度」により、空き家の活用に関する取組も行っているところでもあります。

空き家等は個人の財産であることから、基本的には所有者が自らの責任において適切な管理を行っていただくことが原則でありますので、現在の取組を引き続き実施し、所有者の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、空き家の実態調査でございますが、平成28年度に空き家の調査を実施しており、うきは市全体で776件となっております。それから現在まで5年が経過しており、改めて調査が必要であると認識をしているところでもあります。ただし、空き家の調査には多額の予算が必要となることから、予算を抑えて調査する方法を模索しており、他の自治体の状況も伺いながら検討していきたいと考えております。

3点目が、建物等の所有者が終活の中で財産をどうするか決めていくことが空き家等の解消につながるのではないかと御質問ですが、国の動きとしまして、令和3年4月28日に「民法等の一部を改正する法律」が公布されました。これは、相続登記がされないこと等により、所有者不明土地が発生し、管理されずに放置されていることや、共有者が多数存在し、土地の利活用の妨げになっていることが背景にあり、改正されたものであります。

改正の一部として、不動産登記法においては、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請が義務化され、申請義務を怠れば10万円以下の過料に処することとなっております。この改正は、公布後3年以内に施行となっており、施行された後は所有者不明土地の解消につながるものと期待をしているところでもあります。

議員御指摘のとおり、生前の終活の中で財産の相続等を確実に実施していただくことが、空き家解消につながる1つの手段になると思いますので、法律の改正内容なども含めた啓発活動に努めてまいりたいと、このように考えているところでもあります。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） いろいろお聞きしましたが、なかなか分かりづらいので質問させていただきます。

次に、（1）についてでございますが、令和3年4月2日の全員協議会でいただいた、うきは市空家等対策計画の概要について、「空家等対策の推進に関する特別措置法の第6条に基づき、「うきは市空家等対策計画」を作成。特措法の第7条に基づき、関連する機関、民間団体を構成委員とする「うきは市空家等対策協議会」を設置し、計画を平成30年2月に策定。計画期間が令和3年3月までのため、協議会にて協議し改定したもの」であるとあります。

ずっと私、いろいろもらっていたのを読んでおりますと、5年前から——さっきも言われておりましたが、調査していない。776件はそのままで、空き家等対策の内容に全然変わりがな

いように感じておりますので、この中には必要に応じて見直していくものであるとも書かれておりました。今、予算が大変必要になるということも聞きましたが、その見直せない要因等、何かあるとすればお伺いしたいと思います。

それともう一つ、「第2期うきは市ルネッサンス戦略」の中にKPI、老朽危険家屋除去件数45件から105件に増やすようですが、除去数を増やすための取組等あれば、何かお伺いしたいと思います。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁を許可します。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 先ほどの議員からの御指摘でございます。

空家等対策計画のほう在今年、改定されましたが、中身があまり変わっていないというところでございます。これまでの空き家対策の取組といたしまして、老朽危険家屋等除却促進事業費補助金の活用を主に進めております。年々、この補助金の活用が増えておりまして、昨年度は募集件数上限の20件に到達している状況でございます。また、今年度も引き続きやっているところでございますが、20件に到達するような見込みとなっております。

また、特定空家の対応につきまして、所管の職員のほうが所有者との粘り強い交渉を重ねまして、もともと4件ございましたが、3件が解体に至っております。

今年4月に改定しました「うきは市空家等対策計画」におきましては、これまでの実績として、老朽危険家屋の除却や特定空家の対応ができているというところで、平成30年度時点から大きく変更していないところがございます。その時点での数字関係を少し見直したような状況となっております。

しかしながら、これから人口減少が進んでいく中で、解体するよりも空き家の数が増えていくというところは予想されますので、今後さらなる検討が必要であるとは考えております。

もう1点の「第2期うきは市ルネッサンス戦略」のKPIの中で、45件から105件にというところで記載しております。こちら基本的には、先ほど申しました老朽危険家屋の補助金、こちらのほうを引き続き上限のほうに達するような形でPRしていきたいというふうな形では考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今お聞きしましたが、補助金等使って解体空き家を進めているということですが、これは住民の方から要請があってやっているのか、地域の人から苦情が

出て進めているのか、そこんどこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 大きくは2パターンございまして、住民の方からと、周辺の住民の方からのお話がございます。

その際に、まず住民の方から来られた場合には、この補助金のほうを御案内するというような形でやっております。周辺の方から来られた場合には、空き家の所有者の方に対して、まず一旦通知を行います。適正な管理を行ってくださいという通知を行いまして、その後、所有者の方と連絡を取って、そういった補助金の活用を御紹介しているというような状況でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 危険空き家に対して、私も1件要望しておりますが、なかなか区長、私たち議員、住民の人は言いにくい。ですから、やっぱり市に、区長なりの要望があったら、やっぱり市が率先して出向いて、持ち主の方は多分もう、私の場合も久留米、福岡におりますから、連絡を取っていただいて早急に対応していただかないと、あまり古くなったらもう金もかかる、息子も年がいったらもうそのままになりますから、そのところはちょっと気をつけて進めていただきたいと思ひまして、要望しておきます。

次に、（2）について伺います。

空き家バンク登録、令和3年2件、令和2年5件、元年が6件であります。バンク登録数が非常に少ないように感じております。このことに対して、登録しにくい要因と何か縛り等あるのではないかと思います、ちょっとお尋ねします。

もう一つが、空き家等の実態調査計画は、市として予定しているのか。山春自治協では空き家実態調査票を作って、項目状況等しながら、不明者の場合、元所有者状況とか、外見上の老朽度A、B、Cと分かれ、そのまま活用できる、一部劣化補修必要とか、解体を勧める分、雑草、立ち木の状況、放置のまま、雑草剪定・草刈り済みとか、ごみの投棄ある・なし、進入路の幅員2メートル以下、2メートルから4メートル、4メートル以上とか、駐車場1台、2台、止められない。こういう表で、もう調査を令和2年2月に区長と一緒にされております。その中で山春地区では、高齢者の世帯が今でも80、90件とありますので、5年、10年後には空き家が増え大変なことになるのではないかと感じております。ということで、市長に2点について進め方というか、この調査に対しての考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 2点の御質問をいただきました。

前段の利活用空き家、空き家バンク制度については、うきはブランド推進課長のほうから、そして、後段の空き家の調査に当たっては、住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 1点目の空き家バンク登録に、しにくい条件があるのではないかという御質問でございます。

平成25年から空き家バンクに取り組んでおりますが、まず基本的に市役所に御相談に行った場合は、状態をお伺いしながら、空き家バンクに登録しなくても売買等が可能と思われる物件につきましては、直接、不動産業者へつないでいるところでございます。

次に、空き家バンクになるか、ならないかの件で御相談をする場合には、所有者の意思が確認できないもの、相続登記ができないもの、査定による基準以下等のものは、登録できないことになっております。できるだけ空き家バンク制度としては、農地と一体化して売ることのできるような制度に見直しておりますので、できるだけ登録させていただきたいんですけども、市としてはできるだけ早く空き家を活用したいということで、このような冊子を作りながら、空き家は資源であるというような感じでPRはしておりますけども、何分、どうしても空き家への愛着というか、自分が住んでいた土地でございますので、なかなか簡単にこちらからどうのこうのと言いつらい面もございますので、客観的にこういうような冊子を見ながら考えていただきたいということでPRを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 空き家の実態調査でございます。

前回は平成28年度に実施しております、この際に空き家の調査のほうをやっておりますが、多額の予算がちょっと生じているところでございます。こちらの予算をできるだけ少なくするような形でちょっと今、検討してるところでございますが、現在考えておりますのが、昨年度実施しております国勢調査、その際に調査員のほうが空き家の実態というところを把握して、登録、図面上で整理されているところもございます。

そういったところを活用して、また先ほど熊懐議員のほうからおっしゃられた山春のほうではそういった調査をされているというところであれば、そういったところも活用させていただきながら、できるだけちょっと予算を抑える方向で来年度、実態調査ができたならなというところでは考えております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） バンクのほうは、私も普通、空き家があれば誰でも市に登録できると勘違いしておりました。解体のほうは住環境建設課のほうに相談すればいくんでしょけ

ど、何か家の前の道路幅が狭いといけないとか、いろいろあるそうです。私、ほとんどの人が知らないのかなと。

そいき、これをやっぱり調査しながら、山春の実態調査のようにバンクに登録できる範囲どうこう、危険空き家、この縛りといいますか、できるできないということまで自治会等に投げかけながら調査しないと、上がってきたのもまた調査しないといけないような感じになります。すると、普通、私たちももう調査においてすれば、もう登録できるものと勘違いしておりましたから、ほとんどの人がそうなのかなと感じておりますので、調査していただくのはいいんですけど、そのところをちょっともう少し、区長が一番分かっておりますから、自治会と相談しながら、私は調査していただくのが一番分かりやすいのかなと感じておりますので、そのところはちょっとお願いしておきます。

調査に対しては、今言ったように、費用がかかるということですけど、これ、市長が認めてくれんとされないことですから、それはもうお願いして、まずやっぱり今言ったように、自治会、区長を利用と言うと失礼ですけど、お願いして、一緒に調査、こういうふうな実態調査などしていただきたいと思い、そこはちょっと要望しておきます。

次に、実態調査をする前には、調べた空き家等の活用法等をやっぱり先に考えて、危険空き家、バンクに登録してリフォームされるもの、されないもの、そのところをちょっと先にどうするかを、活用法を決めて調査を先に考えてしていただきたいと、ちょっと要望しておきます。

なぜかという、島根県や中国地方等では、市が10年間無償にて空き家を借り上げてリフォームをし、安く賃貸で貸出し、家賃をリフォーム代に当てている市もあるように聞いております。職員が一生懸命頑張っているのは分かっておりますけど、市長の指導でまだまだ進んでいる市町村がありますので、そのところをやっぱり勉強と言うと失礼ですけど、調べながら、まだまだ市長に指導していってもらわないと、空き家はもう非常に手に負えなくなるような気がしておりますので、そのところは市長にお願いしたいと思えます。

それに、これが進めば、朝倉市で果樹をしたい人たちでも利用ができるようになれば、人口も増えるし、朝倉の人も果樹農家がやっていけるような、両方いいのかなと感じておりますので、このことを市長にちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 5年前の調査で議会でも答弁させていただいたんですが、776件のうち、修繕不要であったり、小規模な修繕で済む空き家が437件ということで、半数以上ありました。そういうことから、何度も御説明してますように、この空き家、大きく2つ分けると、利活用空き家と適正管理空き家と区分をしながら、今、空き家対策を進めさせていただいております。



この利活用空き家、今、議員から他の地域の先進事例なんかの御指摘をいただきました。御案内のように、今、うきは市では平成31年には一般社団法人福岡県中央古民家再生協会と広域連携協定を結び、あるいは、うきは市内で活動されております、うきは福富古民家まちづくり協議会、そのほか、t s u m u g i とか、いろんな各種団体が古民家再生に取り組んでいただいております。

吉井の町並みなんかも宿泊施設に生まれ変わってる古民家再生の事例もありますし、近いところでは今週土曜日に、128年の歴史を誇るそのさわ、あの母屋が昭和の初期に建てられて十数年空き家の状態になってるのを、3年間かけて、この再生をどうするか、地域住民の皆さんとか、いろんな各種団体の皆さんと協議しながら、新たに今週の土曜日にリニューアルオープンするという活用もありますし、あと今、九州経済連合会が「うきは古民家で学ぶSDGsワークショップ」というのを3パターンに分けて、今、議論させていただいてますし、先週は古民家再生をテーマとしていろんな議論をいただいております。

そういういろんな取組の中で、貴重な、ある面、うきはの地域資源であります古民家を再生する取組について、いろんな団体と協議をしながら今後考えていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） いろいろ古民家再生されているのは分かります。私が言いたいの、古民家、今住んでおられて、もう亡くなられたら出ていった、今、地域の中にある古民家、こっちのほうに少し力を入れてもらいたいと考えております。でないと、村の中はもう何件も空き家が出てきよりますので、こっちのほうのリフォーム等を考えていただきたいのが1つと思いますので、お願いしておきます。

時間がないので、ちょっと（3）について伺います。

広報うきは10月15日号に掲載されておりました、空き家・住まいの終活無料相談会、福岡県主催、うきは市共催、申込み、問合せ、福岡県空き家活用サポートセンター、092と番号が載っております。これはうきは市の申込みではないんですね。県のほうの申込みでされるということでしょう。ということは、県に申し込まないといけないということは、うきは市の人はあまり多くないのかなと考えておりますので、何名の人たちが予約されているのか、分かれば伺いたしたいと思います。

それに、これ、県も大事でしょうけど、うきは市も早くから言っておりましたけど、うきは市単独でも終活相談はしていかないと、もう遅いのかなと。前は、痴呆になる前と言っておりましたけど、もう元気な間にしておかないと、もう終活しきらないまま、それこそ空き家、空き地が残っていつているような気がしますので、これは市も窓口をつくっていかないと、空き家など増

えれば火災の原因にもなりますからね。この前も火災あっております。ほかのところでもあっております。相続ができていない空き地、無縁仏も増えております。なかなか無縁仏等も増えれば、現在残された無縁仏、空き地等、地域の人が草刈りも今やっているところもあると聞いております。今はやっておりますけど、人口がまだまだお年寄りが減っていけば、これもできなくなりますから。実は私ももう70歳になって終活を家でしました。私は財産少ないけど、そういう、言うしこないんですけど、そいきやっぱ70歳、お年がいったらやっぱり少し考えてもらうような、何か秘策をつくらんといかんとかなと、私、考えて、ちょっと市長に質問させていただきます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 終活に当たっては今、議員が御指摘のとおり、うきは市内というか、うきは市民の中での終活と、あと、うきは市外を含めた終活と2つあると思います。

前段については、私の後、住環境建設課長のほうから答弁をさせますが、私も地方創生の取組の一環で、かなりの方がいらっしゃるんですが、お子さんが市外に行ってお一人暮らし、そしてその後、その実家をどうするのかという議論はいろいろ件数も多いし、いろいろ大きな課題になっております。そういう面では、地方創生の観点でいきますと、Uターンという取組の一環なんですが、やはりリタイアした50代、60代の方を、いわゆる相続人を決めていただいて、相続人がUターンしてうきはに戻ってきて、うきはの活性化につなげるような、そういう取組も非常に重要ではないかなと、このように認識しているところであります。

それでは、うきは市内の終活について住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 熊懐議員おっしゃられた福岡県の主催のほうのセミナーでございますが、もともと11月に開催予定で、10月15日の広報に掲載しております。

空き家であったり、住まいの終活の無料相談セミナーというところで開催しておるところでございますが、前段としまして市長の答弁の中にもございましたが、現在、年に2回、住環境建設課とうきはブランド推進課、生涯学習課のほうで連携して、空き家に関する相談会を行っております。今年度からそこにプラスしまして、福岡県のほうから来ていただいて、こういった無料の相談会セミナーというものを一緒に開催するような形でしております。

こちら、コロナ禍というところもございまして事前の予約制というところでさせていただきましたが、今回、残念ながら事前の予約がございまして、開催できなかったという形になっております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） この終活相談は、まだ今のところ今からでしょうけど、力を入れてちょっと進めていただきたいと思います、要望します。

2番目についてお伺いします。

2つ目は、国道210号バイパス整備についてお伺いします。近年、道の駅うきはは、じゃらんなどの人気度ナンバー1に6年間ほどなっております。さらにホテル建設も決まり、防災道の駅にもなっております。道の駅周辺の安全面での整備、また210号バイパスの景観等含め、改修が必要になってきていると思います、お尋ねします。

(1) 210号、百堂坂交差点の安全面での整備が必要ではないかと思い、お尋ねします。

(2) 国道210号バイパス、百堂坂交差点から今川通り交差点間の植樹帯、のり面等の雑草の整備についてお伺いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま国道210号バイパス整備について、大きく2点の御質問を頂きました。

1点目が百堂坂交差点の安全面での整備に関する御質問であります。国道210号から国道210号バイパスに入る百堂坂交差点につきましては、上り線が坂を下る地形になっていることから、スピードが出た状態のまま右折しますと、荷を積んだ大型車両等の場合、車が横転する危険性があるという御指摘であると、このように認識をしております。

このことに関します対策としましては、現状の道路線形や地形では早急なハード対策は難しいと思われま。したがって、当面は車両のスピードを抑えていただけるような路面標示などのソフト対策を実施していただくよう、道路管理者である国土交通省福岡国道事務所にて要望してまいりたいと考えております。

2点目が、国道210号バイパス、百堂坂交差点から今川通り交差点間の植樹帯、のり面等の雑草整備についての御質問であります。夏場になりますと国道210号バイパスの植樹帯やのり面の草が伸び、車で側道から出る際に目視が困難となることが見受けられる状況であります。

このことから、道路管理者であります国土交通省福岡国道事務所では年1回の除草を実施されているところであります。これに加えまして、地域からの要望がある場合は、道路管理者において現場を確認した上で、道路交通安全上問題がある箇所について局所的に除草していただいている状況であります。また、要望に応じて植樹帯等の張りコンクリートをしていただいたり、最近では、昨年度末に百堂坂交差点横のスペースに防草シートを設置する対策を実施していただいております。

今後も地域からの御要望等ございましたら、道路管理者と協議して対応してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 質問に入る前に、この交差点、バイパスの質問は、福岡国道事務所の管轄の工事でありますので、市長には要望していただくことを含めてお聞きしたいと思っております。

（1）についてお伺いしたいと思います。

さっき言われたことと重複するかもしれませんが、百堂坂の交差点では数年前に大型トレーラーの横転事故がありました、夕方の6時頃の時間帯で人が人も出てなくてよかったと思っておりますが、児童の下校中であれば大変な事故になっていたと思うとぞっとします。下り坂で勾配もきつく、急な右折にもなっており、右へ曲がる時には左方向へ傾斜があるため傾き、危険な箇所だと思います。維持出張所のほうへも要望に出向いてきました。右折の標識、また交差点のカーブを滑らかにできないかなど話をさせていただきました。また、トレーラーの横転事故で危険箇所であることは認識されていると思いますが、さっき何かお伺いしたようですが、再度、国のほうに要望をしていただくための認識として、どのくらい持っておらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の百堂坂の交差点は、当初、バイパス整備を進める中で十二分に用地買収が整わなくて、今、暫定線形でああいう線形になっているものというふうに承知をしております。

したがいまして、この暫定線形をどのように改修するかというのは、ちょっと時間がたっておりますが、まだ具体的な方向性は見えておりませんが、そこが暫定線形であるということをしっかり頭に置いて、今後、国土交通省等に対して、しっかり要望していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） この間、お話をさせていただいたときに、手前のほうに右折の標識を立てたらどうかという話もありました。私は、空き地がコンビニの三角のところ等にありますから、そこと道の駅に向かって信号の左にも空き地がありますから、そのところを滑らかにして国道210号から日田方面へ上るのに対しては曲がり角が急になっても上りだからあまり危険性はないだろうから、下りのほうを滑らかにという要望はしております。

それでないと真っすぐ来たトラックが、結局、何回も通る人であればいいけど、初めて来た人は、夜なんか分からないまま曲がりきれずに、真っすぐ行ったらコンビニのほうに突っ込んでいきますから、そこに擁壁等をつくって、右折れの矢印をつくってもらったらどうかという話もお願いしておりますので、何らかの方法を考えていただければと思いますので、そのことも付け加え、

市長に要望をお願いしたいと思います。

(2) についてお伺いします。

道路は人と車を安全に移動させるインフラであり、道路の安全面と管理面から考えて、街路樹や植樹帯の設置は極力少なくすべきではないかと思っております。なぜかという、街路樹や植樹帯の植栽により、小さい子供やお年寄りの姿が隠れることがしばしば見られます。それで危険ではないかと数年前から予算・決算委員会でも、ほかの議員からも要望あつたと思います。

早くどうにかしないと危険であると思うとの声が多いことから、私はさっきも言いましたように、久留米維持出張所へ大変危険である旨の話はさせていただきました。市のほうから要望は出ているのかお尋ねはしましたが、出してるのか、ひとつお伺いします。

それと、車が、さっきおっしゃったように、バイパスを渡るのに植木、雑草等、伸び過ぎ、確認もしにくい。なかなか手入れが、年2回が1回に減っているため、確認がしにくく危ないので、自分たちで出入りする危険箇所は20メートルほど、住民の手で切り取り、コンクリをされているところがあります。こういうことも要望として植木、ツツジ等を小さく手入れすること。

2つ目が、出入口より20メートルほど、張りコンクリートちいいましたかね、張りコンクリートをする。

3つ目に、小まめに手入れをしていただくこと。

これを何か1つできないかという願いはしております。そこで市からもこのことについては強く要望していただきたいと思っております。これは要望にしておきましょう。聞いても一緒でしょう。そいき、強く再度要望しておきたいと、お願いしたいと思っております、市長に。

そして、あともう次に、歩道です。散歩、ジョギングされている人たちが、歩道から雑草等出てきているので危ないと、つるも歩道のほうに出てきておりますので。山北上組の区長に苦情があり、区長は自ら危険な箇所を、カズラ等生えるところは自分で草刈り機で取り除き、今度はもう草殺しをかけようかなということも言われておりました。

もう一つが、のり面、コンビニ北側にありますが、店舗前で生えている木、雑草等が生え、お年寄りが児童の下校中の見守りをしていますが、雑草等に子供が隠れて見づらいという声も出ています。このことは毎年、山春小学校のほうから要望が出ていると思っております。地区懇談会するとき、いつも言われておりますので、PTAがどうしますかということで、学校から教育委員会通してお願いしてもらえないかという話があつて、毎年出てると思っております。

この2つについては、もう早急に市が対応しないとおかしいのではないかなと私は思っています。ただ、要望するだけということではなく、もう市長自らでも出向いて、してもらえないところは要望してもらわないと、なかなか子供の安全とお年寄りの散歩、ジョギングをしている人たちの安全が図れないのかなと感じておりますので、ここんとこ市長、ちょっとお伺いしたいと思

ます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 議員御指摘のとおり、毎年のように草が大分伸びまして除草してほしい、また張りコンクリート、防草対策、そういったところを実施してほしいというところでの御要望は承っております、その度に久留米維持出張所のほうに御相談にお伺いしているところでございます。一番最近でいきますと、今年4月14日に久留米維持出張所のほうに要望いたしまして、防草対策、また除草の回数を増やしてほしいというところでのお話をさせていただいているところでございます。

現状、今までの中で道路管理者のほうにおきまして、出入口での防草対策と、昨年度でいきますとセブンイレブンの近くのスペースのところ、そちらのほうの防草シート、そういったところを対策していただいております。国土交通省のほうも限られた予算の中で適宜適宜で、順番順番でやられているというところでは聞いておりますので、引き続きちょっと要望してまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） これは市長にお伺いしたかったと思います。これ市の学童に通じておりますから、今、子育ても大変なときであります。事故などあったら、担当課長に任せているからではいけないのかなと私は感じております。

そして、もう何年言ってますか。委員会でも五、六年前から私はこれ言ってると思いますけど、1つも進んでおりません。結局、要望の仕方がやっぱり、年間、課長は数回行っていきますと言うけど、まとめて要望書を出しても、やっぱり大事なところは個別に行ってもらわないとなかなか、市の工事じゃなくて国の工事ですから、お願いしてもらわないと、バイパスはつくらんがよかったというようなことにも思ってきますよ。せっかく車も、国道少なく、バイパスが増えている中、つくっていただいてありがたいと思っていますから、ここんとこ市長、自ら、こういう困っているところは要望に行っていたきたいと思います。

結局、国・県は、行政より市長とか、議員もですけど、私たちは政治家とは思っておりませんけど、やっぱり市長の政治力が大事になってくるのかなと私は思っておりますので、ここんとこを市長の政治力も生かしていただいて、なるべく多くの解決をしていただけるようお願いしたいと思いますが、最後に市長の心意気を伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のとおり、もう十数年前になりますかね、それまでは国土交

通省におかれましても、こういう除草作業、年に3回、4回やっておられました。いろんな執行予算の見直しの過程で、今、年1回ということになっているところでもあります。この問題につきましては、バイパス全線に言える問題ですので、そういう意味の中で私自身もしっかり問題意識を持って対応させていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） バイパス全体を見ますと、田主丸のほうから浮羽町のバイパスまで見てみますと、やっぱり田主丸のほうはずっと防草シートといいますか、あれ敷いて美しくなっております。やっぱり浮羽町に入ると途端に、いまだに草切ってなく、土の中から車、軽トラ、私、置いて写真撮りましたけど、軽の自動車が隠れるくらいのものであります。雑草にしたらもう2メートルぐらいのんでいる。まだ全部切っておりません。だから私が言いたいのは、予算もあるからと言われますけど、予算がなくてできないなら、もう全部刈り取ってコンクリにしていってほしい。それがもう皆さんの要望ではないかなと思いますので、そののところ、よろしく願いして質問を終わります。

○議長（中野 義信君） これで、7番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。10時15分より再開します。

午前9時55分休憩

午前10時15分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

次に、13番、佐藤裕宣議員の発言を許可します。13番、佐藤裕宣議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 13番、佐藤裕宣です。議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問を行います。

コロナ禍で集会の中止など様々な制約がある中で、うきは市における課題解決に向けてここにおられる市長はじめ、執行部の皆さん、そして職員の皆さんが毎日懸命に取り組んでおられることは、私も日々感じておりますし、心から敬意を表するものでございます。

しかしながら、幾らコロナ禍であろうとも、時は過ぎていきます。うきは市が抱える諸課題について猶予期間を与えてくれるわけではありません。うきは市が抱える諸課題、人口減少問題については、先日、国勢調査の結果報告があり、深刻であります。全国的なもので、国の施策も関わってきますので別に議論するとして、うきは市には近い将来、決断しなければならない、また市民の皆さんの生活に直結する、うきは市独自で抱える大きな課題が最低でも2つあると思っています。

1つは、ごみ処理の問題、そしてもう一つは上水道の問題です。

ごみ処理のほうは、市長、それから所管の皆さんが解決に向けて鋭意努力されていますので、今日は上水道問題についてお尋ねをいたします。

上水道に関しては2年以上前の令和元年7月の全員協議会で今後のスケジュールを示していただいて、その年の10月に自治協議会に説明に回っているとの報告を受けましたが、それ以降の動向が私には全く見えてきません。市長は平成28年2月の広報うきはの中で、アンケートのお礼と今後の方向性としてこう述べられております。

市民の皆さん、「賛成、反対と意見が分かれる中、両者に共通している点があります。それは、上水道事業の必要性や地下水の現状等について知らされていない、説明が十分尽くされていないと感じておられることです。以上のことから、今後市としましては上水道事業の必要性について市民の皆様へ更なる説明に努めて参るとともに、地下水・土壌・地質等の調査分析を行い、地下水の保全や有効利用も踏まえつつ、うきは市の将来を見据えて事業を進めて参ります」述語が事業を進めてまいりますですから、将来的には上水道事業を行うということだろうと思いますが、じゃあ市民の皆さんへの説明はどうなのか、平成28年2月の広報誌ですから、もうすぐ6年になろうとしています、その間、市民の皆様への説明をどの程度、尽くされてきたのか、進捗状況をお尋ねいたします。

2点目に、「市長は地下水の保全や有効利用も踏まえつつ」と述べられていますが、上水道経営は使用料で賄っていかなければなりません。これまでどおり地下水を保全し利用するというのであれば、上水道経営は成り立たないということになろうかと思いますが、この点の整合性についてお尋ねをいたします。

以上、まずは2点、市長の答弁を求めます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道事業について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目ですが、上水道事業の必要性に関する市民の皆様への説明の進捗状況についての御質問でありました。

市内の全世帯を対象に平成27年7月に実施をしました上水道事業に関するアンケートについて、調査結果を広報うきはで平成27年11月1日号から6回にわたりお知らせをしたところがあります。

このアンケートでは、「上水道へ加入する」「または現在の井戸等と併用しながら上水道にも加入する」と答えられた方で、「配水管到達の後、速やかに上水道加入する」方は、回答した方の約1割となり、早急に加入する割合が少ない結果となりました。平成28年2月1日号では、連載の結びとして、上水道事業の必要性について市民の皆様へさらなる説明に努めてまいるとと



もに、地下水、土壌、地質等の調査分析を行い、地下水の保全や有効利用も踏まえつつ、うきは市の将来を見据えて事業を進めてまいるとしたところであります。

その後、姫治地区を除いた7つの自治協議会の役員の皆様と意見交換を実施したところあります。さらに幅広い市民の皆様の見解を聞くことも重要と考え、若年層、子育て世代、女性層等の市民の皆様との意見交換に取り組んでいくようにしてはいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施が難しい状況が続いておりました。しかしながら、最近ようやく感染が落ち着きだした状況を踏まえ、今年10月から11月にかけて4回、数人ずつにお集まりをいただきながら、「水のワークショップ」として地下水の現状や上水道の仕組みなどのお話を聞いていただいた上で意見交換を行っております。

今後も引き続きこのようなワークショップを開催することとしており、水の大切さを提起するとともに、上水道事業の必要性について御理解いただくよう、市民の皆様との意見交換を進めてまいりたいと、このように考えております。

2点目が、地下水を有効利用して、使用料で運営していく上水道経営が成り立つのかと、こういう御質問であります。まず、今後の上水道事業につきましては、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」において、基本方針として「地域の状況を踏まえ、いつでも安全で良質な水が飲めるよう水道施設整備等を計画的に進め、水の安定供給と経営の健全化を図る」としているところであります。

水道事業の経営は地方公営企業法によって独立採算制が取られておりますので、使用水量に応じて加入者が支払っていただく料金収入を根幹として、その経費が賄われることとなっております。加入者が少なければ採算が見込めず、経営に大きなリスクを抱えるということになりますので、速やかに上水道に加入するという方々の割合を一定確保しながら事業を進めていくことが重要であると認識をしております。

議員も御承知のとおり、うきは市では暮らしや産業に必要な水の多くが地下水により賄われている中で、地域全般としては水質のよさ、水量の豊富さが評価されていますが、一部に水質や水量に恵まれず、速やかな上水道整備を希望される御家庭もあります。

ワークショップでは、現実的な選択肢としては、「水道水と井戸水を併用して利用したい」という声も聞かれております。水の使用量の多いお風呂・トイレなどに井戸水を使うことによって水道代の節約となりますが、水道事業にとっては給水収益の減少となりますので、非常に難しい問題であろうと考えております。

これらのこともしっかりと踏まえた上で、上水道事業の必要性について市民の皆様へさらなる説明に努めるとともに、安定経営を目指した事業計画の構築を図っていく必要があると、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤裕宣議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 再質問に入りたいと思いますが、その前に、私が今回この上水道問題を取り上げた理由は、市長がこの問題に対してどのように考えておられるかを改めて確認したいという思いと、いろいろ分からない点もございます。そういったところをお尋ねし、後で今回の議事録も参考にしながら自分なりにこの上水道問題に対して考えていきたいと思ったからで、そのための原稿も用意してまいりました。原稿に沿って質問を進めていきたいと思いますが、多少議論がかみ合わない部分も出てくるかと思いますが御容赦願います。

（2）の地下水保全有効利用と上水道経営の両立の件ですが、今、御説明もいただきましたが、現実問題として、先ほども申しましたとおり、上水道事業は独立採算制で行わなければなりません。できるだけ多くの市民の皆さんに常時、上水道の水を使っていたかなければ経営が成り立たない。一般企業であれば倒産だということだと思います。倒産させるわけにはいかないから、選択肢としては水道料金に転嫁するか、一般会計からの繰入れ、すなわち税金の投入しかないわけです。そんな状況の中で地下水の保全、有効利用を掲げるのは無理があるし、矛盾も感じます。

そこら辺りをきちんと整理し、住民の皆さんが納得いくように丁寧に説明していかないとなかなか御理解いただくのは難しいということを申し上げておきます。これに関しては議論してもここで明確な答えは出てこないと思いますので、時間の関係上、答弁は求めません。

（1）の市民の皆様への説明の件ですが、先ほどコロナ禍という話がありました。理解はいたしますが、冒頭申しましたとおり、コロナ禍で説明ができなかったからといって、いろんなスケジュール的なものがその分、先延ばしにできるものではないと思います。

令和元年7月説明の際、頂いた資料によると、令和元年度から6年度まで普及啓発活動、また自治協議会役員向け勉強会、7年度には基本計画の策定、8年度からは県企業団へ加入申請、10年度に創設認可を経て、11年度工事説明会及び工事着工というスケジュール案になっています。

7年度から基本計画の策定に入るわけですから、当然遅くとも6年度までには住民の皆さんへの説明を終え、理解を得なければならないということでしょう。普及啓発活動の後に括弧書きで10.9%から50%という数字が書いてありますが、10.9%という数値は平成27年度に実施したアンケートを基に設備を施したときの加入率を表しているもので、この数値を最低でも50%にとということだと思います。

普及啓発活動を始めた令和元年から、もうすぐ3年が経過します。残された期間の6年度までも同じく3年、市長が広報うきはで説明に努めてまいりますと述べられてから6年が経過しています。6年間ほとんど進んでいないものが、3年で住民の半数の理解を得られるのでしょうか。加入率50%が実現できるのでしょうか。まだ3年あるではなくて、あと3年しかないという意

識で早急に対応していくべきだと考えます。

先ほどワークショップなどの説明会を行い始めているということでしたけども、やはり市民全体にもうちょっと説明が必要なのではないか、そういったことを思います。大体いつ頃から本格的に住民の皆さんへの説明を行い、理解を求めていくのか。冒頭に申しましたが、うきは市にとって大きな問題、課題であり、市民全体で考えていかなければならないことだと思います。具体的に本格的に説明に入るのはいつ頃か、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁もさせていただきましたが、平成28年広報うきはの2月1日号の連載の結びとして、議員御指摘のように、もっと詳しく申し上げますと、「今後市としては、上水道事業の必要性について市民の皆様へ更なる説明に努めて参るとともに、地下水・土壌・地質等の調査分析を行い、地下水の保全や有効利用も踏まえつつ、うきは市の将来を見据えて事業を進めて参ります」と、このように述べさせていただきました。

その後、私どもが力を入れたのは、この地下水、土壌、地質等の調査分析です。これが3年かかりました。平成28、29、30と、かかったわけであります。そして令和元年に入りまして、この調査結果を分析して、市民の皆さんへどのように御説明して、将来を見据えた上水道の必要性を御理解いただくためにどうしたらいいかというのを令和元年にやって、令和2年からいよいよ市民の皆さんに説明をしようといった矢先に新型コロナウイルス感染症が拡大してきたと、こういうことでもあります。

そういう中で、今、答弁させていただきますように、若干今年に入りまして10月、11月と説明をさせていただいてるんですが、今後、コロナの状況もありますけれども、そこをしっかりと見据えながら説明に力を入れてまいりたいと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 説明についてはしっかりと行っていただきますように、よろしく願いをいたします。

それから、私が市民の皆さんとこの上水道問題について話すときに、多くの方が、やはり今までどおり地下水でよか。電気代だけでおいしい水が飲めると。あるいは設備を施して事業に加入したとしても、ポンプが壊れたりとか、地下水に何かあったときだけ上水道を使うなど、上水道事業に加入して、常時、上水道を使用するという人はほとんどいません。上水道は必要ないという方が大半だというのが、現時点での私の印象でございます。莫大なコストをかけてまで設備を施して、経営の原資である使用料は入ってこない。市の財政は大丈夫なのか。市民の皆さんの心配や、上水道に関して否定的な意見の根本はそこにあるのだろうと思いますし、私自身も正直なところ、そう思います。

ただ、私は上水道事業そのものに全く反対するものではありません。先ほど市長がおっしゃられましたように、マンガンなど水質に悩まされている地域の人もたくさんおられますし、子供に地下水を飲ませるのは抵抗があるとしてペットボトルの水を飲料水にしている御家庭もあります。また、上水道設備がないために他の自治体より圧倒的に消火栓が少ないという防災上の問題もあります。そう問いかけますと、じゃあ、そういうところにだけ簡易水道引けばいいとか、あるいは必要なところだけに行き渡るように設備を施せばいい。人口減少が進む中、下水道のように、うきは市全域に上水道設備を施すのは現実味がないと、そういうことを言われる方もおられます。

そこで質問ですけども、簡易水道の拡充、あるいは規模を縮小して必要な部分だけに絞って事業を行うということは、市長の中に選択肢としておありでしょうか。また、仮にそういう選択をした場合でも小石原川ダムの水は利用できるのか、あるいは国の認可は下りるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 水資源対策室、瀧内でございます。

今の御質問で、簡易水道の拡充、また規模を縮小して必要な部分だけというような御質問をまぎういただいております。

水道整備のニーズの高い地域を中心に事業に着手することで、初期投資を抑えて一定程度加入者を見込むこともできますので、事業の健全な経営の観点から必要な着眼点であろうというような認識をしておるところでございます。

また、そういった場合に小石原川ダムの水が利用できるか、また、ないし、国の認可が下りるのかといった御質問だったかと思うんですけども、水道事業を行うに当たりましては、認可をうきは市の場合は5万人以下となるために県知事から受けることとなります。認可の申請に際しましては、需要に対する適合性や計画の合理性、財政的観点などの厳しい審査が問われることとなります。そういったものを踏まえまして、うきは市では小石原川ダムの水を水源に福岡県南広域水道企業団に加入して、広域的に水道整備事業を行うこととしておるところでございます。したがって、今後ともこの基本方針によりまして、上水道整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 次に行きます。

うきは市全体の必要水量が5,740トンということで、その分を小石原川ダムの水利権とし

て確保しているわけですが、この数字は平成13年、旧浮羽郡で作成した上水道基本計画を基に出されたものと認識をしております。同じように、上水道創設事業費として全体で283億円、仮にうきは市の平たん部全域に設備を施した場合、その工事費がその後の維持管理費含めて283億円かかるということだと思っておりますが、その場合の補助金が3分の1、事業債が3分の1というふう聞いております。

結局、うきは市が負担しなければならない額というのは幾らなのか。これについては一度御説明していただいたかと思っておりますが、改めて確認の意味でお尋ねをいたします。

それから、事業経営についてですが、仮に市民の皆さんの事業への加入が50%だった場合、経営状態はどうなるのか。下水道同様、一般会計の繰入れというのも必要になってくるかと思っておりますが、どの程度を見込んでおられるのか、試算はされていらっしゃるでしょうか。先ほども申しましたが、市民の皆さんの関心事はここら辺りにあるのではないかと思います。分かりやすく答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど議員のほうから、将来の維持管理も含めて283億円という数字がありました。もともとこの283億円は、市の持ち出しが283億円ということで説明させていただいております。補助金等を除いた金額が283億円ということですので、そちらについては御理解のほど、よろしく申し上げます。

詳細については、水資源対策室長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） ただいまの御質問で、うきは市が負担しなければならない水道事業創設にかかる金額が幾らなのかという1点目でございますけれども、平成22年策定の水道事業基本計画における小石原川ダムを水源に、福岡県南広域水道企業団に加入した場合として、まず50年間の事業費が約283億円ということで、283億円というのはよく出てくる金額なんですけれども、そのうちの約80億円が水道事業創設当初にかかる事業費ということでございます。

また、2点目に、加入率50%だった場合の経営状態についてお尋ねがございました。これにつきましては、過去試算を行っております。加入率50%での試算は行っておりませんが、近い数字の56%で試算をしておりますので、参考として申し上げます。

平成27年3月末の平たん部の世帯数1万295世帯の56%でございますが、56%に当たる約5,700世帯が水道に加入し、月25トン、5,670円で使用した場合、一般会計からの繰入れが年額約1億9,000万円と算定されておりますので、御参考として申し上げます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） ありがとうございます。

とすれば、当初にうきは市の平坦部全域に工事をすると考えて、当初に負担する経費というのは80億円ということによろしいですね。分かりました。

こういったところの議事録も参考にして、私、今後考えるときの参考にしていきたいというふうに思います。

それから、これは苦言になるかと思えますけども、市長が広報うきはで述べられた上水道の必要性についての説明不足、そのほかに、やはり今言ったような上水道整備に関してのメリット、デメリット、あるいは法律上できることとできないこと、そういったいろんな情報の開示、それから、市長御自身がこの問題に対して住民の皆さんと積極的に対話を行うといった姿勢、そういったところも不足しているのではないかなというふうに思います。それが前回アンケートの加入率10.9%という結果として現れたのではないかなというふうに思います。

この加入率10.9%を50%へというのは、先ほども言いましたが、スケジュール案の中にも明記されていますし、前回9月議会の江藤議員の一般質問の中でも、市長は加入率を50%までどう持っていくかが目の前の大きな課題ですと答弁されています。10%というのは、これはアンケートによって導き出された数値ですから、当然50%というのもどこかのタイミングで再度アンケート調査を行うということになるのだらうと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 何らかの形で市民の民意というか、そこはしっかり捉える必要があると、このように認識をしております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） それはいつ頃になるか、具体的にまだ計画はされておられませんかでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まずは議員御指摘のように、市民の皆様への説明が先決でございますので、そちらに注力を傾けながら、しかるべき時期に判断して対応していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） アンケートの結果次第では、この問題もさらに難しくなってくるだらうと思えますし、期限は刻一刻と迫ってくるばかりでございます。それまでに市長が言われる目標の加入率50%を達成するためにどうするか、そういった議論はこの後、組坂議員が質

問されるようですので、真摯に答弁いただきたいというふうに思います。

私が今回の質問で一番言いたかったことは、住民の皆さんに理解を求めるための説明や情報の公開を十二分に行わず、期限が来たからといって既成事実化し、なし崩し的に事業を進めることがあっては絶対にいけないということでございます。実際、市民の皆さんとお話をさせていただく中で、そういう不安や懸念を抱いておらっしゃる方もおられます。その不安や懸念を払拭するための市長のお言葉を、私にというよりも市民の皆さんに向けて最後にいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） これは従前から御説明させていただいてますように、今は市民の皆様の大半が地下水で何不自由なく生活を営んでおられるかと思えます。しかし、一部には本当に深刻に、井戸枯れであったり、水質汚染で悩まれてる市民の方もいらっしゃいます。

そして重要なのは、長期的な視点、まさに今、2050年カーボンニュートラルということでいろんな取組がなされておりますが、これだけ気候変動が大きくなりますと、やっぱり将来に向かってこのような状態のまま維持できるのかというのは非常に不安なところがあります。そういう将来を見据えた中で上水道事業というのは避けて通れない、そしてまた議員御指摘のように、消火栓の問題であったり、今後、企業誘致を図る上において、どうしても上水道事業がないとなかなか誘致が進まないという諸課題を抱えてる中で、しっかりした説明を市民の皆さんにお話ししながらこの事業については進めさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 決断の時期が迫っている今、やはり行政のみならず、議会としても特別委員会等を設置するなどして、真剣に討議していかなければならない問題だと個人的には思っています。残された期間までに、行政、議会が一体となってこの問題に責任を持って取り組み、なおかつ住民の皆さんと対話していくことが大切だということを最後に申し上げまして、1項目めの質問を終わります。

続きまして、2項目め、消防団員確保を含む防災組織の在り方について、何点かお尋ねいたします。防災組織と通告書にありますが、これは各行政区における自主防災組織のことでございます。その旨、所管には伝えておりますことを報告しておきます。

消防団員確保の件につきましては、平成30年6月定例会、私が議員になって最初の一般質問の中でお尋ねをいたしましたし、その後の一般質問、あるいは予算・決算特別委員会の中でも取り上げさせていただきました。私だけではなく、ほかの議員からも複数名、団員の負担軽減、団員に対する特典の付与、あるいは各分団新入団員の勧誘に大変苦勞されている点について質問があったと記憶しております。

それだけ住民の安全と命を守る消防団の役割は重要で、各議員、心配されているのだと思いま

す。私の場合は何名かの現役団員の方から、もう10年以上も消防団に在籍しているが、代わりがないからやめられない、先も見えないと相談を受けたことが質問のきっかけでした。また、その後、ある年配の方からは、息子が結婚して久留米市に住居を構えた理由の1つが、消防団に入りたくないというものだったという話も聞きました。

団長はじめ幹部団員、また多くの団員の皆さんが一生懸命防災活動に取り組んでおられる一方で、こういった声があるのも悲しいかな現実であろうというふうに思います。消防団に関しては市長の諮問機関である消防委員会がございますので、そこに委ねるとというのが市長としてのお考えかとも思いますが、消防防災の最高責任者である市長に、先ほどの団員の声や住民の声を届けるのが、市民の皆さんの負託を受けた我々議員の務めであるということを御理解いただきますとともに、今回の私の質問がほんの少しでもうきは市の消防防災にとって有意義なものになることを願って質問させていただきますので、その上で答弁いただければありがたく思います。それでは質問に入ります。

通告書にありますように、災害対応において市民の安全と命を守る消防団の存在は必要不可欠であります。先ほども申したように各分団、団員の確保に大変苦慮している状況にあります。この状況は少子高齢化、人口減少が懸念されるうきは市において、より一層深刻になることが予想されます。団員不足解消に向けてどのような施策を行っているのか、また今後、この問題に市としてどう向き合っていくのか、お尋ねをいたします。

2点目、団員不足解消のための施策として、地域団員、消防団OBの方に御協力いただく、いわゆるOB団員制度の運用を令和2年度より行っておりますが、その周知、募集はどのようにされておられますでしょうか。また、現在、何名の方がOB団員として活動されておりますでしょうか。以前お尋ねしたときは、まだ1名のみとお聞きしたことがありますが、その後の状況についてお尋ねをいたします。

3点目に、行政区ごとに自主防災組織が設置され、それぞれ避難訓練であるとか、防災啓発活動を行っておられると聞いておりますが、158行政区のうち、どのぐらいのところにそういった組織があるのか、また、どういった活動をされているのか、実態の把握はされておられますでしょうか、お伺いいたします。

以上3点、市長の答弁を求めます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団員確保を含む防災組織の在り方について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が消防団員の確保及び団員不足解消に向けての施策についての御質問であります。消防団員確保の問題は全国的にも大変重要な喫緊の課題であり、総務省消防庁の調査では令和2年



4月1日現在で全国の消防団団員数は約81万人となっており、2年連続で1万人以上減少する危機的な状況となっております。

一方、毎年のように日本各地で大規模な自然災害が発生し、消防団の役割は火災のみではなく、様々な災害現場へ出動するなど多様化しており、その重要性はますます高まっているところであります。

総務省消防庁では「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団の処遇改善、消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、装備の充実等について意見が取りまとめられました。うきは市消防団におきましても団員確保の問題は喫緊の課題であり、今年度の団員数は486名となっており、定員数520名を割り込んでいるところであります。団員確保の取組については、広報誌やホームページ、市の公式LINEアカウントなどを通じて、消防団の活動等について紹介する広報活動を行っております。

また、うきは市独自の取組として、市の新規採用職員をサポーター団員に任命し、消防団について学ぶ機会をさらに充実させ、消防団への入団を促しております。さらに将来の消防団員確保の取組として、浮羽中学校におけるキャリア教育の場を活用し、消防団の活動について御紹介しました。特に、消防団は地域防災力の中核を担う存在であり、団員確保の問題は消防団だけではなく、地域の問題であるという問題意識の共有を図るべく、自治協議会を通じて区長会等へ団員確保への協力依頼を行い、地域全体で消防団活動を支援することが重要だと、このように考えているところであります。

なお、消防団員の処遇改善につきましては、総務省消防庁からの「処遇に関する検討会」の意見に基づき、令和4年度から消防団員の出動報酬等を見直す条例改正案を来年3月定例議会に上程させていただきたいと、このように考えております。

2点目が、OB団員制度の募集方法等についての御質問であります。地域団員、いわゆるOB団員制度による団員募集方法につきましては、広報うきは等を通じての募集活動を行うほか、消防団員による勧誘活動も行っております。うきは市では現在、第9分団に1名のOB団員が在籍しております。

3点目が、各行政区における防災組織の活動状況についての御質問であります。現在、自主防災組織は158行政区の中、139行政区で組織されており、組織率は88%となっております。その活動状況につきましては、令和2年度にアンケート調査を行った結果、約3割の自主防災組織が公民館等を自主避難所として開設をしておられます。また、約4割の自主防災組織で要支援者に関する情報収集や避難誘導、危険箇所の巡回などの活動を行っております。

妹川地区の元有区におきましては、令和3年度に危険箇所等を実際に歩いて回り、その後に地域の防災マップづくりの活動を行うなど、地域の実情に応じた自主防災組織としての活動がなさ

れております。今後も自主防災組織の取組については、組織率100%を目指すとともに防災資機材等の整備を支援し、活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 答弁をいただきました。

（1）の団員不足解消に向けての施策についてですが、私も以前、尋ねたことがあります、これまで何名かの議員も団員の皆さんに何らかの特典は設けられないか、あるいは税制上の優遇措置というのは考えられないかと質問されておられますが、そういったことは今後考えられませんかということが1点目でございます。

それから、（2）のOB団員制度の件ですが、先日、私の近所で、隣の行政区になりますが、住宅火災が発生いたしました。私も慌てて現場に走ったのですが、そのときはまだ消防車両の到着前でしたが、大きな声で消防車の進入経路を確保するために交通整理を行っていたのが近くに住む消防団OBの方でした。その後も何名かの消防団OBが駆けつけて消火作業の手伝いを行ってくれていました。その中に、まだ40代、あるいは50代前半の方もおられましたが、卒団されて間もない方、地元の方ですので水利にもお詳しいようで、そういった方面での協力も積極的にされておりました。

私はそういった貴重な存在、消防団OBの方の有効活用こそが団員の成り手不足を解消する現時点での最も有効な手段ではないかなというふうに思っております。そのOBの有効活用、消防団OBの方々に協力していただくためにどういった仕組みづくりが必要なのか、そのところをもっと行政は真剣に考える必要があるのではないかと、そう思っております。

OB団員制度については、過去に一度、頓挫した経過がございます。だから私は、元年12月議会の一般質問の中で、今度失敗したら、もうこんな話は二度と出てこないんじゃないか、過去の反省を生かして、ぜひとも有効に運用できるよう、しっかりと計画の下に行っていただきたいと発言をさせていただきました。議事録を見ていただければ載っております。

そこで2点目の質問ですが、制度を設けているだけでは形骸化してしまいます。OB団員が思うように集まらない理由について、どのようにお考えか。また、OB団員の有効活用について、今後どのように進めていくお考えなのか。1点目の質問と併せて答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしくお願いたします。

まず1点目の団員の優遇制度ですけれども、以前より多くの議員から御質問をいただいております、この件については以前より検討させていただいております、令和2年度になりますけ

れども、消防団の応援の店といたしまして、消防団員並びに消防団の家族に何らかの特典、割引ができないかということを検討しておりました。しかしながら、コロナの関係で、お願いが飲食店が主になりますので、現在ストップをしている状況でございます。いずれにせよ、こういった形で応援の店を募っていくかというのは、今後も検討させていただきたいと思っております。

それから2点目、OB団員が思うように集まらないということと、今後、OB団員の活用についての御質問でございます。先ほど議員もおっしゃられましたように、平成25年度に一度、OB団員を募って、そのとき4名の方が団員として入られております。しかしながら、1年でその方々も退団されております。現在も1名でとどまっておるという状況でございます。

やはり大きな問題といたしましては、分団に所属いたしますので、分団内の調整、いわゆる上下関係等が大きなネックになってるのではないかと考えております。現在、令和2年度からの募集につきましては、OB団員と分団に配慮しながら、お互いの活動が負担にならないような、もう火災の、有事のみの出動並びに出初め式のみ活動、ふだんの点検等には参加いただかないというようなことで募集しております。しかしながら、OB団員、経験豊富な貴重な存在の方々ですので、今後も募集については努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） OB団員制度の運用がうまくいくためにはどうすればいいのかということにつきましては、私の中で常々考えていたことでもあり、先日の道路愛護のときに同じ行政区の消防団OBの方とお話をさせていただきました。2人でございますが。両方とも分団の幹部を務めておられた方で、50代前半でございます。

OB団員制度を知っているかと尋ねますと、1人は知らない、もう一人は以前、私から聞いたということですので、周知が足りないんじゃないかなということ、まず最初に思いました。入ってみたいかと勧めますと、いや一人ではちょっと、であるとか、先ほど課長がおっしゃられましたように、今さら私たちが入っても現役団員が気を遣うでしょうと、そういった答えが返ってきました。それが彼らの本音であり、周知不足と併せて募集がうまくいかない原因であるように思います。

そこで、ある提案をしてみました。分団の管轄下に入るということではなくて、校区単位、自治協単位で消防団OBを募集したとしたらどうするか、私の行政区は若宮区ですので千年校区ですが、千年自治協議会でOB団員による防災チームを組織して、主に千年校区の防災業務に従事する。自分たちの地域は自分たちで守らなければならないということも含めて話をいたしますと、2人とも、そういうことであれば協力しますと、何か具体的な動きがあれば声をかけてくださいと、力強い言葉までいただきました。

これはあくまでも道路愛護の際の内輪の話ですので、自治協にお伺いして事務局長といろいろ意見交換をさせていただく中でそういった話をさせてもらったところ、自治協が最初から募集して組織運営するというのはうまくいかない面もあるのではないかと。まずは各行政区でそういった動きになって、2人ずつでも3人ずつでもいいからOB団員が集ってくれば、最終的には自治協単位での運営というのもありで、それがモデルケースとなって11の自治協議会に広がっていけばいいですねということで、提案そのものには賛同するとのことでした。

また、話の中で、OB団員の方々への報酬であるとか、けがをした際の保険という経費のところも出ました。大事なことでございます。これについては、私は平成30年6月の最初の一般質問の中で、消防団に在籍しているだけで実際活動されていない方に対する退職金についての質問をいたしました。当時の市民協働推進課長の答弁では、5年在籍で20万円、人数については30人くらいであろうということでした。金額を単純計算すると600万円、無駄な経費がかかっているということになります。そのときは退職金が発生しないよう早期退職を促すとの答弁でした。その後、どういった対応をしているか聞いておりませんが、そこをきちんと整理して、無駄な予算はOB団員に対しての経費に回す、そういったところもOB団員の確保、拡充につながるのではないかなというふうに思っています。この提案に対してどう思われるか、市長の見解を伺います。

○議長（中野 義信君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、OB団員確保について具体の提案をいただきました。

まさに消防団OBの皆さんの御意見を聞きながら、地に足をつけた御提言だと、このように承知しております。しっかり御提言について検討させていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 地域包括ケアに対する質問のときにも申し上げた記憶がございますが、制度を設けて、人の善意に頼るだけではうまくいきません。制度が形骸化してしまうだけでございます。何もかも最初からうまくいくわけではないと思いますが、始めないと何も生まれてきません。自治協で消防団OBによる防災チームを組織するという事は、自治協に40代から60歳くらいまでの中堅どころの方が集まるということでもあり、消防団員の成り手不足解消とともに自治協の担い手不足解消にもつながるのではないかなというふうに思っております。ぜひ前向きに御検討のほど、よろしく願いをいたします。

それから、(3)の自主防災組織についてですが、私の行政区にも自主防災組織はございます。区長をトップとして、その下に救護班や情報班といった役割を設けて、さらにその下に各隣組の連絡員といった組織図でございます。こういう組織図でございます。三層に分かれておりますが、千年自治協議会ではこうした様式を作成して、各行政区に配布して体制づくりに御協力をいただ

いているそうでございます。

先ほど話しました事務局長との意見交換会の際に頂いてまいりました。ただ先日、名簿に挙がっている班の班長とお話する機会がございましたが、その方の話によると、区長から頼まれて承諾したので名前が挙がっているのは知っているが、何の班かは知らない。防災について話し合ったことは一度もないとのことでした。

私の行政区、区長は1年任期、順番制なので毎年変わります。連絡員も同様に毎年変わります。要するにトップをはじめとして、毎年組織図に名前を当てはめていくだけの自主防災組織と言っても言い過ぎではないのかなというふうに思いますし、ほかの行政区でも似たような状況のところはたくさんあるのではないかなというふうに思っております。私の行政区に関して言えば、議員になって1年目に常会で、道路愛護や区の行事の後で防災訓練や防災講習会等を行うべきではないかと提言こそさせていただきましたが、その後、何もできなかったことについて地元の議員として反省もし、後悔もしております。

だからこそ、私は自主防災組織が名前だけのものにならないために、もっと行政としてできることはないのかというふうなところを質問しているわけですが、行政区のほうからの要請があった場合には防災講習会等も行っているようでございますが、全てではないにしても名簿に名前があるというだけ、自主防災組織の現状ではその要請すらも行われぬというのが、これ現実ではないでしょうか。

要するに先ほどのOB団員制度と同じで、制度だけ設けて形骸化しているということでございます。行政区からの要請ではなくて、義務づけや強制はできないにしても、防災講習会、避難訓練等の開催をもっと強く呼びかけていく、働きかけていくということはどうでしょうか。このことについては自治協の事務局長も、もっと行政としての指導力というものを発揮してほしいと言われておられました。いざというときの住民の皆さんの命に関わることでございます。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、自主防災組織が形骸化しているのではないかと御指摘がありました。

御指摘はしっかり受け止めさせていただいて、これまでも自主防災組織を対象にいろんな講演会させていただいてるんですが、御案内のように、今年は初めての取組で、今月の18日の土曜日にNHKと連携もしまして、防災情報活用塾の講習会も考えております。それから、我々、今後、防災上大きな課題の1つとして、流域治水の問題があります。この流域治水の取組についても自主防災組織なしには対応できませんので、そういう面でもしっかり実のある自主防災組織に改編すべく、しっかり我々も支援をしていきたいと、このように思っています。

それから、昨日びっくりしたんですが、昨日の日曜日の読売新聞日曜朝刊で、社説がありますね、全国に流れる社説の中でうきは市の取組が紹介されておりました。これは歴史に学び、逃げ遅れゼロをかなり読売新聞が評価をされております。こういう取組についても自主防災組織と連携して、今、私どもの所管課が進めさせていただいておりますので、そういうことを含めまして、決して形骸化しないような組織の在り方についてしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） この質問の冒頭、今回の私の質問がほんの少しでもうきは市の消防防災にとって有意義なものになることを願っていますと申しあげました。

先ほどの市長の答弁どおり、いろいろなことをやっているかと思いますが、私の質問が有意義なものになったかどうかは、やはり行政の執行権者である市長次第であるというふうに思っております。どうぞ今後とも市民の皆さんの命と安全に関わることですから、よろしく願いますということを申しあげまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、13番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。12時30分より再開します。

午前11時14分休憩

午後0時30分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番、組坂公明議員の発言を許可します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2番議員の組坂でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回の質問は、まず1点目が、午前中、13番、佐藤議員からも一般質問がありました。あと、前回9月の定例会でも江藤議員から御質問がありましたけど、うきは市上水道事業、これについてはやっぱり将来のうきはにとって大きな事業でございますので、私のほうも質問をさせていただきたいと思っております。重複する内容もあるかと思っておりますけど、できるだけ違う角度から質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから2点目が、議会初日に総務産業常任委員長より報告がありました、うきは市の公園、この在り方について質問させていただきます。3点目が防災に関することで、浮羽消防署、出張所の消防庁舎老朽化に伴う建て替え、これについて質問をさせていただきます。最後に、時間が

あれば、外国人労働者関係について質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、うきは市の上水道について質問をさせていただきます。上水道事業につきましては、先ほども言いましたとおり、13番議員の佐藤議員より一般質問があったところでございますが、この上水道事業、将来、市民の安定的に安全で良質な水の提供を行う事業であると。それとともにこの事業というのは膨大な財政負担が伴うものでありますので、当然、この上水道事業におけるうきは市の理解というのが必要不可欠だと思います。そして、議会としましても今後、十分に論議をして進めていかなければならないものだと思っております。

それでは、まず1点目が、水資源対策室よりいただいた小石原川ダム建設と上水道事業のスケジュール案、これについて質問させていただきたいと思います。

この資料によりますと、水道基本計画策定が令和7年度、県南広域水道企業団への加入が令和10年度とスケジュール、計画されておりますが、この水道基本計画策定に当たり、市として今後どのような取組を実施していくか、具体的に説明を願ひたいと思います。

2点目が、地方創生推進交付金により、うきは市の地下水について3年間、調査したと。そして作成された「うきはの恵水」というパンフレット、このパンフレットの最終ページに高木市長から市民の皆さんに対してメッセージが書かれております。この中に、「地下水も無限にあるものではないことが科学的に証明されました」と記載されております。この無限にあるものではないことが科学的に証明された、この科学的証明されたのを分かりやすく、どういったふうに証明されたのかを御説明願ひたいと思います。

3点目が、高木市長は上水道事業の質問の中で度々、うきは市の地下水は全般的に良質で水量が豊富であると。しかし、一部では水質や水量に恵まれず、速やかな上水道整備を希望する人もいと回答されております。そこで、水質検査等により有毒性が基準値を上回る家庭用井戸水、そういったものについて、うきは市としてどのような対応をしているのか伺ひたいと思います。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道事業について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、水道基本計画策定に当たっての今後の取組についての御質問であります。先ほど佐藤裕宣議員の御質問の際にもお答えしましたが、上水道事業の必要性について、市民の皆様への説明として、姫治地区を除いた7つの自治協議会の役員の皆様と意見交換を実施したところがあります。さらに幅広い市民の皆様意見を聞くことも重要と考え、若年層、子育て世代、女性層等の市民の皆様との意見交換に取り組んでいくようにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施が難しい状況が続いておりました。しかしながら、最近ようやく感

染が落ち着きだした状況を踏まえ、今年10月から11月にかけて4回、数人ずつお集まりをいただきながら、「水のワークショップ」として地下水の現状や上水道の仕組みなどのお話を聞いていただいた上で意見交換を行っております。

今後も引き続き、このようなワークショップを開催することとしており、水の大切さを提起するとともに、上水道事業の必要性について御理解をいただくよう、市民の皆様との意見交換を進めてまいりたいと考えております。

2点目が、地下水も無限にあるものではないということだが、どのように科学的に証明されたかという御質問であります。かねてから、うきは市では暮らしや産業に必要な水を地下水により賄ってきましたが、具体的な情報が少なく、全体像も不明のままでありました。そこで平成28年から3か年計画で実施しました地方創生事業の「農的水循環環境調査」において、うきは市の地下水に関する水量、水位、水質などを把握の上、水収支や賦存量、適正揚水量の算定などの解析を行い、地下水の保全、活用に必要な基本情報を収集いたしましたところであります。

調査結果の主なものとしまして、平地部に地下水がどれだけあるかを示す賦存量が全体で約7.4億トンでありました。しかしながら、多くの方が生活用水をくみ上げている第一帯水層に存在するのは約1.3億トン余りですので、いろいろな事情により地下水位が低下すれば、水をくみ上げられない場合も生じるのではないかと心配をしております。

また、地表から汚染物質が混入した場合の影響も懸念されます。このようなことから、現実的に利用可能な地下水には限りがあるということでもあります。

3点目が、水質検査で基準値を上回る家庭用井戸水について、市としてどのような対応をしているのかという御質問についてであります。市では一般家庭用井戸水の水質検査の募集を年4回行っております。飲用適否基本13項目として、一般細菌、大腸菌、また追加項目として水銀、ヒ素、マンガンなどの検査を行っております。昨年度は検査総数が234件で、そのうち不適合が11件ありました。主に一般細菌などで基準を超過したものであります。

水質検査の結果で基準超過ということで判定が出た御家庭に対しましては、検査会社から連絡の上、状況に応じて浄水器の設置などについて助言をさせていただいております。また、市のほうに直接御相談をいただくようなケースでは、場合によっては御自宅を訪問し、現場を見ながら一緒に対処法を考えていくような対応を取らせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ありがとうございます。

1点ずつ再質問をさせていただきます。

まず、(1)の今後の取組にありました、午前中と重複しておりましたから、ここで私が聞きたいのは、過去のアンケート調査結果で、加入せんといかんという人が10.9%だったんです



よと。そして、今後の課題は、これを50%まで持ち上げるということを市長はおっしゃられました。前回の9月議会の一般質問の折にですね。

この50%というのが、私の聞きたいのは、基本計画策定前に50%必要ですと言っているのか、いやいや、上水道を引いて加入者を50%つなげたいと言っているのか、そこを明確に、ちょっと今までの質問からすると、私は基本計画前に持ち上げたいというふうに理解しているんですけど、そういった言葉をいただいておりますので、ここではっきり市長のほうから御答弁いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、基本計画策定前を考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 策定前に50%まで持ち上げると。非常に私は厳しいんじゃないかなろうかと。この50%というのは、10.9%というのは即、水道管を直結したいと思われている人ですね。そうすると、この上水道事業を理解して賛成するというのは50%以上なからんと、50%やらつなげられんと私は考えております。アンケートですから、50%すぐにつなげたいという人があれば、それは半分以上という捉え方はあるんだろうと思いますので、何らかのアンケートなり調査をされるんだろうと思いますから、前回同様、できましたら全世帯で確認をしていただければと思いますが、そのところがどうでしょうか。

平成27年は、全世帯じゃなかったんですかね。アンケートというか、そういった意向調査というのをするとしたらですね。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 午前中の佐藤裕宣議員の質問の際にもお答えしましたが、やっぱり50%というラインは何らかの形で、市民の皆さんの民意を確認しなくてはいけないものだと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そしたら、まず50%じゃなくてもいいんですけど、60%でも70%でも、多いほどいいと思うんですけど、この50%という市長のお答えは、まず水道基本計画策定、令和7年度スケジュールになっております。それまでには50%の理解を得るということで認識させていただきたいと思います。それでは、この件につきましては、これで終わりたいと思います。

次に、地下水が決して無限にあるものではないという科学的根拠、今の市長の説明ではちょっとよく分かりにくいんですが、今年の広報の8月号に降雨量というか、地下水の収支ですか、これの説明があったと思うんですが、入ってくる・出るを、数字を具体的に教えていただきたいと

思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 水資源対策室、瀧内でございます。

ただいまの御質問でございます。今年の8月1日号の広報で、「うきはの恵水」というタイトルで地下水の状況についてお知らせをしております。その5ページに地下水の収支と適正揚水量という項目がありまして、そのことの補足で御説明させていただきます。

まず、2015年、平成27年の地下水でございますけれども、全体の降水量、雨が年間に降った量が2,095ミリということでございます。そのうち半分の5割が地表を流れて、もう川に流れていっております。あと3割が蒸発、残りの2割が地下水となったという仮定で積算されております。それで地下水の流入なんですけれども、2,685万トンでございます。そのうち36%が山間部のほうから平たん部のほうにしみ込んでくる分、29%が平たん部の田んぼとか農地から浸透する分、あと20%が、雨が直接、田んぼとか以外の地面にしみ込む分、あと川がございまして、川から浸透していく分が15%ということで積算がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そしたら、今、年間降水量というような形で2,095ミリですか、年間2,095ミリ降ってるんですよと。うきは市全体で計算してるんですね。2,095ミリというと、2メートル9センチ5ミリが1年間に雨が降るんですよと。それがうきは市全体117.46平方キロメートルに降るんですよ。その2割が地下水となりますと。その2割の積算量はどのくらいになりますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） すみません。細かく今、具体的なデータは持ってないんですけども、市の面積117.46平方キロ掛けるの2,095ミリがその量になります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そのとおりですね。そうすると、平方キロメートルですからややこしくなると。

うきは市の面積というのは、先ほども言ったように117.46平方キロメートル、これに2メートルを掛けると、まず1平方メートルの1メートルが1トンですね。それが2,000ミリ降るんですから、2トン降りよると、1平米では。1平方キロメートルというのは1,000メートル掛ける1,000メートルです。100万平方メートル。ですから、117.46に100万掛ければいいわけです。そうすると1億1,746万平方メートルになります、うきは市というのは、平方メートルにすると。それが2メートル降るんですから2億3,492万トン、このうちの2割が地下水になるんですよ。そうすると約4,700万トン。4,700万トン、うきは市だけで地下水になりよると。

出る水はどうなのかって書かれているのが、この「うきはの恵水」ですね。そうすると、飲料水関係、工業用水関係、農業用水関係で619万トン。あとは筑後川やらで流れます。1,400万トンですかね。そうすると、圧倒的に降雨量のほうが多い、地下水になっている量のほうが。本当に枯渇するののかというのが科学的に立証されたと書かれてるから、いやいや、雨の量よりも使う量のほうが多いんですよというのがどこにも書かれていないので、そこを証明していただくことができないかという質問なんですけど、そのこのとこはいかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、水資源対策室長が答弁しましたように、これ、我が国の一般論であります。大体、全国的に降水量の約3割が蒸発をして、あと残りの7割ですが、河川の表流水が約5割、そして地下水が約2割というふうに言われております。

そういう中で今、降水量とうきはの面積を掛けて、年間総雨量を今、議員御指摘されてますが、ちょっと手元に資料がありませんので、億単位というのはちょっと大き過ぎるのではないかなと、こう思います。もう1回、そこはすり合わせさせていただきたいと思いますが。

ただ、年間の降雨量の約20%が地下水になるということなんですけど、それだけではなくて、うきはに眠ってる地下水の賦存量というのは、その約30年分ぐらい眠っております。このパンフレットを御覧になったと思うんですが、今回の調査で、うきはの地下水が地下にたまって時間を推定すると、平地部では20年から35年、そして山地部では約50年、清水湧水では47年、浮羽町田籠の馬場地区では何と63年という、そういう表現があります。つまり年間降雨量の20%の約30年分がうきはの地下に眠ってるということでもあります。

それを年間当たり収支計算というのは、地下水が新たに加わるのと、新たに出る部分を分析した結果、ぴったり一緒ではないんですが、ほぼ一緒ということになっているのが科学的なデータでございます。詳細な数字については、またしっかり計算すればすぐ分かる話ですので、またお知らせしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私も何も難しくは考えんで、中学校やらの計算式、平方キロは何平方やろかというところから、この資料を基に計算をしたところでございます。毎年2,095ミリ、年間降りよりもよと。そして、この資料のとおり、その総雨量、年間2,095ミリ降りよるといのは面積に掛けないかんから、その2割が地下水になってるんですよって、この資料は書かれてるんです。その答えが、その2割にすると4,700万トンになりますよと。

そして、出る水というのは、生活・工業用水が六百十何万トン、それから筑後川から流れているのが1,400万トン。そういったのと比較すると、出るほうを足したのとすると、地下水になっている量のほうが多いやないかいと。

市長のおっしゃることも分かります。家やらが建つととこやら、そげなんとは地下水やら浸透はせんからですね、分かるんですけど、うきは市だけで考えても今の雨の降り方、よっぽど雨がもう続かんごとになるやらじゃない限り、僕はそういったときというのは、その前にダムが枯渇するんじやなかろうかと思っております。

地下水が枯渇するような事態というのは、もうそもそもダムが枯渇するんじやなかろうかと私は思っておりますから、本当にこれが科学的に立証されているのかというのが疑問の1つで、うきは市で考えていいのかと、地下水を。阿蘇のほうから流れてきよって、もっと広い考えで、うきは市の面積で地下水の量を考えるやらというのもナンセンスかなと私は思っているんですけど、ただ、うきは市のこの資料から読み取るとそうなるんですが、科学的立証というのが弱いんじゃないかなと思ひまして質問をさせていただきました。何か御意見がありましたなら。なければ。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回、3年かけまして調査して得られた結果は、非常に有意義なものだったと私は認識をしております。これまで清水湧水とか、日本名水百選、水に恵まれた町だというふうに申し上げてたんですが、これ、何も定質的というか、情緒的な話ばかりだったんです。これを定量的に、科学的に、どう現状を分析するかというのは非常に有意義な調査ではなかったかと思ひます。それを具体的に数字に落としたのが今回の結果であります。

それで、将来へのリスクなんですけど、先ほども答弁させていただいたんですが、もう少し付け加えさせていただきますと、多分長い目で見たときに、まず降雨の変化、雨が降るときと降らないときの差が極端化しております。これは午前中にも申し上げました2050年カーボンニュートラル、あるいはSDGsで指摘されたとおりで、気候変動が大きく変わる中で本当に50年後、100年後、今の地下水が保てるかという問題。それから、非常に政策的には表裏の関係になるんですが、森林管理の現状であります。適正に管理されてない森林が増加すると、森林の保水力

や水質浄化機能が低下します。そこで、そのようにならないように今、森林、林業の振興を図らせていただいているところでもあります。

それから、農地の変化であります。耕作放棄地が増加してきますと農業用水の需要が減少して、水田等からの涵養量が減少します。これもこういうふうにならないように耕作放棄地をどう少なくするかという取組もさせていただいております。それから、地下水利用の変化で、地域で使用量がかなりむらがあるということでもあります。こういうのもしっかり市民の皆さんに周知しないといけないのではないかと、このように思っています。

そういう中で、一番、今回の調査で有意義だったのは、トータル的な地下水は、多分うきは市民の皆さんが年間に使う水の120年分は眠ってると思います。でも、そこには第一帯水層と第二帯水層があって、第二帯水層含めての120年であります。一番厳しいのは第一帯水層でぎりぎりの井戸の深さで生活されてる方が多数いらっしゃいます。これが少しでも水位が低下すると、本当に井戸枯れに直結するような、そういうことがしっかり科学的にというか、データ的に出てきましたので、こういう現実を今、市民の皆さんにお伝えして、長い目で見たときに、この上水道事業がいかに必要か、こういうお話をさせていただいているところでもあります。

それから、もう一つ、第一帯水層でぎりぎりのところにいらっしゃるというところに、もし万が一、何かの形で地下水汚染が入ったときには、もう取り返しのつかないことになります。川の水でしたら一過性で、除去して、また元に戻すことができるんですが、地下水の大きなデメリットとして、一旦汚染されたらば、これを除去するのに相当の予算、相当の労力が必要ということでもあります。こういうことも今回の調査ではっきり分かってまいりましたので、そういうお話を市民の皆様にお伝えしているところでもあります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひとも科学的証明というのは具体的に、市民が誰でも納得するような、決して無限じゃないやら、無限という言葉はいつなのと、こういったのが本当に科学的な証明の言葉なのかというのが、きちっと、誰もが納得するような資料をぜひ示していただきたい。せっかくこの「うきはの恵水」というのを作られておりますから、そういった市長が今言われたような説明をしながら、御理解いただくよう努力していただければと思っております。

それでは、ちょっと時間が迫っておりますので、3点目でございます。

今、市長が、地下水が汚染されるともう大変なことになるというお話をしておりましたが、その前に有害基準値以上の地下水対策、一部は、やっぱり水質検査で異常値が出ています。そのうち、先ほど11件、昨年度は不適合のところが出ましたと。二百三十何件の検査の下、11件の御家庭で水の異常があったと。

上水道を引くまでは何もしませんよじゃなくて、それをせないかん、対応を。と私は思います。

先ほどの室長の答弁では、浄水器の設置を助言したりとか、その家庭に行ってからどうすべきかを検討しておりますというお答えでございました。

私のほうの提案なんですけど、今、本当、浄水器のお話ししとりましたけど、地下水専用の浄水器があるんですよ。こちらのほうを調査していただいて、これを取り付けるための設置補助制度なんかをつくって、11件や20件、もっと件数が増えるかもしれません、そういった要綱ができれば。そういったのを、将来、上水道ができるかどうか分かりませんが、その間、有毒なものが基準値以上に出ている家庭に、そういった浄水器を取り付けるときには設置補助ができるような制度をつくっていただけないかというのが私の提案なんですけど、そういった考えはないか、市長に伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 今、水質でお困りの御家庭に対して浄水器とかの個別の補助ができないかという御質問でございます。

先ほど一旦、市長答弁させていただきましたように、現在においては共同で井戸を掘り返したり、あと、浄水の機能を持たせたりした場合には、補助金という制度はございます。今回、いろんな御相談があるときに、個別にいろんな御対応はしておるんですけども、そういった現状にお困りの方がいらっしゃるということで、重々、把握をしておりますので、そういった情勢を改めて考えながらいろんな制度について、またいろいろ検討を考えていきたいと思っております。

以上です

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 千葉県のほうで浄水器の設置補助制度ということでインターネットで調べたら出てくると思うんですけど、千葉県の各構成市、千葉市も含めて、上水道が届いていないところ、そういったところに水質検査が基準値以上やったらこういった浄水器を設置するための補助制度がほとんどひかれております。うきはは恵まれた水ですから、ほとんどのところが良質の水ということで市長はお答えになられております。誰一人取り残さないまちづくりをするということならば、こういった、もう不適合と出ているところには、そういった制度を使っても浄水器を設置していただいて、安心・安全に生活していただいたほうがよろしいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ御検討のほうをよろしく願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど室長のほうからも答弁があったんですが、まず第一義的に、我々の施策的には、やっぱり共同処理という視点で考えております。国のほうも、御存じのように、

5,001人以上が上水道、そしてその下回るのが簡易水道、そしていろんな県営住宅等の専用水道、そして私どもが特に姫治地区を中心に飲料水供給施設とか簡易給水施設、これも人口を区分しながら、こういう共同処理、給水処理施設を施させていただいております。

そのエリア、とにかくそういう現象があったときには、まず、その家だけではなくて、周辺部も調査させていただいて、全体的にやっぱり考えていくことが第一義ではないかなと思います。そういう中で、個別ごとにいろんな問題があって、そういう現象があれば、これは命に直結するような重要な問題でありますので、そのところについてはまたしっかり議会とも相談して対応していかななくてはいけないものだと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひ御検討のほうを。11件ですよ、不適の基準値の水が出ているということでございますから、そういったところを言ってるわけであって、どこでもここでも浄水器をつけてそれを補助しなさいやらじゃなくて、きちっと市のほうで基準を決めて、こういった悪い水ですね、基準を超える水が出たときは、そういった浄水器をつけたときは補助なんかも、大体、千葉県の各構成市では10万円から20万円ぐらいの補助が上限でやられていると思いますので、そういったのも御検討していただきたいと思います。

さらには、井戸枯れ、私はほとんどが浅井戸だと思いますから、掘り直しの助成もできるなら考えていただければと、併せて要望して、この質問は終わりたいと思います。

あと20分しかありませんので。続きまして、うきは市の公園の在り方について質問をさせていただきます。先ほども言いましたように、開会初日に、総務産業常任委員長より10月21日に総務産業常任委員会のほうでうきは市内の市立公園に関する調査を実施して、その報告がなされたところがございます。その折には、きれいな整備された公園もあるばってん、そうではなく、かなり整備が必要と思われる公園もあったと。また、ほとんどの公園が市街地から離れたところにあったと。そういった報告だったと思います。

そこで1点目が、うきは市の公園の定義、いろいろあるんですよ。駐車場しかないごたる公園もあれば、山辺の公園、うきは市の公園って、深い意味はないんですけど、どういった公園をつくろうと目指しているのか、そういった公園の定義というか、そういうものを伺いたと思います。

それから2点目は、子育て支援アンケート調査で公園や子供の遊園の整備、充実に対する意見が多かったと。そこで市役所の若手職員というか、子育て世代の職員により検討部会を設けて話し合ったと。子育てに資する市街地の公園整備について提言がなされたということですが、今後、現実的に公園をつくっていく考えはあるのか伺いたと思います。

以上2点です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の公園の在り方について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市の公園の定義についての御質問であります。うきは市立公園条例第1条では、「公衆の休養と娯楽の場としてうきは市立公園を設置する」としており、また第3条では、「市立公園は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」としております。

現在、うきは市では、うきは市立公園条例に基づきまして12の市立公園を保有管理しており、主に公園内の草刈りや清掃等の委託や施設の補修などを実施し、適正な管理に努めているところであります。

議員御指摘のとおり、一部の公園におきましては管理が行き届いていないところや、一部封鎖を余儀なくされ、満足な利用ができない部分もございますが、限られた予算の中での維持管理を行っている状況であります。このほかにも、例えば藤波ダム公園等におきましては、地元の住民の方々や、議員の皆様の御協力をいただきながら、職員自身による草刈りや補修等も行い、維持管理に努めているところであります。今後も引き続き、それぞれの公園の特徴特色を生かしつつ、適切な公園管理に努めてまいります。

2つ目が、吉井体育センター横の吉井グラウンドの公園化についての御質問であります。令和3年9月議会一般質問において、同様の質問がございました。同じ回答となりますが、子育て支援公園につきましては、市役所の子育て世代の職員11名からなる、「子育て世代職員による公園整備検討部会」を令和3年1月に立ち上げ、検討してきたところであります。この公園整備検討部会では、子育てに資する公園をテーマに計4回の議論を重ね、大きく2点の提言がなされました。

1点目は、子供が走り回って遊べ、大人も安心して見守ることのできる「芝生広場エリア」と、子供が飽きずに遊ぶことができ、各年代の子供が安全に遊べる「遊具等のエリア」が必要とのことであります。

2点目は、吉井体育センター横の吉井グラウンドにおいて、必要な施設の整備が十分できない場合には、吉井百年公園や藤波ダム公園等、既存の公園も含めて広く検討を行ってほしいとのことであります。

市としましても子育て支援公園の必要性については十分認識をしており、今回出されました「子育て世代職員による公園整備検討部会」の意見等も考慮し、引き続き子育て支援公園の在り方について議論を深めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。



○議員（2番 組坂 公明君） 大きく2つ質問させていただきました。

まず、1問目が定義ということで、なぜこういった形で抽象的な言い方で質問したかということ、うきは市の公園って何だろうということ、今、市長がおっしゃったように12か所あると。それにあつては、うきは市立公園条例で定められていますよと。

総務産業常任委員会で10月21日に、そのうち6か所回ってきました。その後、あと6か所、回ってないところ全て回らせてもらって、うきは市民が、土曜、日曜に回ったんですけど、本当に集まっているんだらうかって、集まっているんだらうかって。大変失礼ですけど、平日は私の犬の散歩の公園が藤波ダム公園か百年公園です。人がいないので犬が放せる。本当に公園って何だろうって。人がいつでも集まりたい、憩いたい、そういった場所にしなければならないと私は思っております。考えるに、やっぱり民家を離れたところにあるんですね。できれば、今、検討されている元吉井中央公民館のグラウンドですかね、あそこら一带、人がある程度多く、簡単にいつでも集まれるような場所設定というのは必要なかなって思いました。これは個人的な意見ですので、ぜひ御検討していただきたいと思います。

それとあと1点、市長が条例の1条と3条をおっしゃいました。3条に市立公園は常に、常にですよ、良好な状態に管理せないかと書かれてるんです。年に1回、2回の草刈り、これが管理なのかと。今回、行きました。調査に。具体的に申しますと、保木公園はトイレはロープで結ばれとる、水は出らん。城ヶ鼻公園は展望台って書かれているのに、あそこ、お稲荷さんから浮羽町を見渡せるところなんですよ。木が生い茂ってて、そういった風景やら見られない。また、奥の休憩所は床が朽ちてから立入禁止か何かと事故が起きるんじゃないかなろうかと思っております。調音の滝公園にありましては、きちんと整備されておりますが、奥のほうに何か、山の上のほうにコテージみたいなものがあるんですけど、これは何なのかよく分からない。

それから、特に合所ダム公園にありましては、あそこの火葬場の下は土砂が置かれて、そして公園って書かれているところ、下の道路のところは何か事務所が建つとる。さらには、かわせみ広場、あそこ、遊歩道やらありますけど、草が生い茂って奥には入れない、だけならいいんですけど、ごみが捨てられようとしています。

古川水辺公園も調査しました。きれいに地元の人で管理されておりますけど、案内看板には駐車場があるようになってるけど、もう筑後川は、あそこは駐車場が全然ない。長岩公園にありましては、木の階段が上に上るようになってきていますけど、腐って朽ちている箇所が数か所あります。百年公園も管理はきちっとされております。心配だったのが、市民からも意見を伺ったんですけど、滑り台。大きな滑り台があります。あれの一番降り口は80センチぐらい下から高さがある。あんなところで2歳、3歳の子供が降りて滑り台したらけがするです。自分の腰より下のところが着地点になっております。藤波ダム公園は、毎年2回、手入れをしておりますけど、イノシシ

をどげんかせんと、奥のほうの公園に行かれんとやなかろうかと。そういった様々な課題があると思われます。

今、市長がおっしゃったとおり、第3条に、市立公園は常に良好な状態に管理すると。なぜ条例が制定されるかと。市民に制限をかけるからですよ、手数料取ったり。その裏腹には、きちっと管理するということであれば、管理しきらないかんとではなかろうかと私は思っております。

将来、整備計画やらもあろうから、公園整備も考えて、もう公園にせんでいいような公園もあるのではなかろうかと。そういったのもぜひ御検討していただきたいと。

それから、やっぱり設置するからにはきちっと管理までできるようなつくり方をする必要あるんじゃないかと思うので、市長、そのところは十分検討して実施していただきますよう、よろしくお願いします。

それと、この件で最後に、市の職員の若手子育て職員が検討部会で検討されているということでございます。これを計画倒れにせず、ぜひ実現して、市民みんなが憩えるような公園をつくらせていただきたいということを約束していただければありがたいんですが、市長、そのところ御意見ありましたらお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 様々な御指摘をいただきました。基本的には12ある公園の総合的な見直しというのは必須であると思っております。そういう中に子育て支援公園の話でございます。

今、提言を受けて検討させていただいてるのは、財源でございます。うきは市が都市計画を打てば都市公園としての補助金を国から受けることができるんですが、それもないということであれば全て単費、手出しになってしまいます。そういう中、全国的な大きな動きとして、官民連携事業のPPP/PFI、聞かれたことがあると思うんですが、そういう事業があります。どうしても今から少子高齢化、これを食い止めなくてはいけないんですが、日本全体としては縮小規模に入るのは間違いないし、地方財政もそれぞれ厳しい中で、従来のやり方のみでこの公園管理というのもできない。それを民間事業者の資金やノウハウを活用して、行政のコストを削減するとともに効率化を図るということで、このPPP/PFIが大きく今、注目をされてますので、こういう取組ができないか、そういうことを含めて検討させていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひ、お金がないからということではなくて、実現に向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

公園って大事だろうと思ひます。そういった積立てもしてもいいんじゃないかと思ひますが、将来的につくるということで、お金がないから、お金がないからではなくて、必要なものはお金をためていくということも必要ではなかろうかと。そうすると、やっぱりつくらな

いかん、つくるために進んでいかなきゃいかんというふうに思いますから、ぜひ子育て用の公園にあっては御検討していただきたいと思います。

それでは続きまして、もう時間がありませんので、3点までは絶対行かなければなりませんので。防災に関することについて質問させていただきたいと思います。

1点目が、うきは市の防災拠点である、現在、久留米市田主丸にある浮羽消防署、そして浮羽町東隈上にある浮羽出張所については、昭和47年、48年に開庁して、もう間もなく50年を迎えると思われませんが、建物老朽化に伴う建て替えはいつ頃に実施されるか伺います。

2点目が、現在うきは市内の防災機関、今言ったとおり、田主丸の浮羽消防署、浮羽町の浮羽出張所、これを中心にうきは市はカバーされております。うきは市の災害を考えた場合に、もう建て替えが間近になっている、このときに本署と——本署というのは田主丸ですね、出張所の配置換えをしたほうが、うきは市にとっては災害に対して備えが強化されると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、防災に関することについて大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、浮羽消防署・出張所の建て替え時期についての御質問であります。久留米広域消防本部では令和元年7月に「消防体制整備計画」を策定しており、その中で署所——本署の署と出張所の所、署所施設の整備が計画されており、計画では令和6年から令和8年に浮羽消防署本署、そして令和9年から令和11年に浮羽出張所を建て替えることが明記をされております。

2点目が、「浮羽消防署と出張所との建物配置換えの必要があるのではないか」との御質問であります。 「消防体制整備計画」において、消防署所の配置については、「消防署所は消防力の適正配置調査においておおむね適正に配置されているとの結果が出ているものの、出動の実態や該当市町の都市計画等を考慮した上で建て替え位置を検討する」との方針が示されております。

消防力適正配置調査では、各市町の人口及び世帯数、道路状況、火災・緊急発生状況等のデータを基に現場到着にかかる平均時間が最小となる本署及び出張所の位置を割り出しているほか、国が示している「消防力の整備指針」を踏まえた上で必要な人員、消防車両、救急車等の適正な配置が検討されています。そのため浮羽消防署と出張所の配置につきましても、当該調査結果等を踏まえると、現在地または現在地付近の建て替えが想定されているところであります。

今後、消防本部、久留米市、うきは市で建て替えについて協議を重ねてまいります。最終的には久留米広域市町村圏事務組合において判断がなされるものと考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 時間がありませんので。

市長として、うきは市の防災拠点、私は人的、車両も多い本署をうきは市に浮羽消防署として置くほうがいいと思うんですけど、うきは市は上水道が通ってらんから消火栓もない。そこでうきは市の火災やら、常備消防は久留米市田主丸から出動に来ている。浮羽出張所も当然ですけど。そうすると、災害拠点の本署を私はうきは市に置くべきだろうと。水利弱体のうきはにとっては、この建て替えの時期に当たり、ぜひとも市長のほうから本署をうきはのほうに設置できんかと。消防整備指針は出張所、本署、関係ないです、消防署で見て包含しますから。そうすると、ぜひうきは市のほうに本署を置くべきだと考えますが。

さらにはこの包含図を頂いとると思います。これは指針に基づく5キロを円で包含している消防本部、久留米広域消防本部の包含図です。うきは市がここなんですよね。3分の1ぐらいは未包括なんですよね。それからしても、私は、うきは市に本署を置くようなことを今後検討すべきだと思いますが、最後に市長、よろしく願いしときます。あと20秒しかありません。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりだと思います。

ただ、先ほど答弁させていただいてますように、これまでの長い歴史、あるいは人口の分布状態を考えたときに、相当厳しい交渉になるのではないかと、協議内容になるのではないかと、このように認識をしております。

○議長（中野 義信君） 時間になりましたので、ここで質問を終わらせていただきます。

2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。1時45分より再開します。

午後1時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（中野 義信君） 再開します。

それでは、5番、岩淵和明議員の発言を許可します。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 5番、岩淵と申します。議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回は2点、大きく項目を分けて、新型コロナウイルス感染症の対策を引き続き確認したいということと、子育て支援、子育て世帯ということで、支援について2項目ほど確認をしたいというふうに思っております。

それでは1点目、新型コロナウイルス関係についての感染防止策についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

9月30日、緊急事態宣言が解除以降、うきは市内での感染者発生状況が161人で一旦止まっているということであろうと思います。そういった状況が続いておりますけれども、感染源の早期発見とそれから囲い込み、そういう意味での感染の拡大防止策について、3点についてお尋ねをしていきたいというふうに思っています。

1点目が、重症化が懸念されるということで65歳、高齢者の市民の方々、中でも基礎疾患や通所介護施設で入所や通所されている方々を含む、ケアを必要とする方々への感染防止策についてどうお考えなのかお尋ねをしたい。

それから2点目が、学校、学童保育、幼稚園、保育所職員並びに、ちょっと漏れておりますけれども民間の保育所関係も含めてあるかと思しますので、そういった現場に従事する方々への感染防止策についてどのようにお考えなのかを確認したいと思えます。

それから、日常の感染防止策ということで、現状では宣言が解除されているという状態でありますので、日常をどう回復するかといった問題も抱えていると思えます。そういう意味での市内事業所関係への徹底の問題、それから、うきは市自体が進めようとしているいろんな諸会議、集会、講演会等がありますけれども、それへの対策についてどういうふうに市民の方に周知されているのかお尋ねをしたい。

以上3点、御回答をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染防止施策について、大きく3点の御質問を頂きました。

まず1点目が、感染による重症化が懸念される方への感染防止対策についての御質問でありました。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで3密の回避、マスク着用、手洗い、換気などの基本的な感染症対策の徹底と、感染状況に応じた人流や人との接触機会の削減といった対策を行ってまいりました。さらに感染症対策の切り札としまして、積極的にワクチン接種を進め、本市においては感染による重症化が懸念される高齢者の約9割以上の方が2回のワクチン接種を完了しているところであります。

しかしながら、ワクチン接種は2回接種した場合でも時間の経過とともに有効性が低下することが報告されていることから、2回目接種完了から原則8か月経過した18歳以上の方に追加接種を行うこととなりました。

御質問の感染による重症化が懸念される高齢者、基礎疾患がある方や重症化リスクが高い方の関係者や介護者、介護従事者については、特に追加接種を優先する方となっております。重症化リスクが高い方を含め、接種対象者全てが安全・安心に、そして適切な時期に接種ができるよう体制を整備してまいります。

また引き続き、接種後も基本的な感染症対策、特に不織布マスクの着用や換気を行うことについて広報・啓発に努めてまいりたいと考えております。

2点目が、学校、学童保育所、幼稚園、保育所、介護現場の職員の感染防止対策についての御質問でありました。保育所、学童保育所並びに介護現場の職員に関しては私から答弁し、学校、幼稚園の職員につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

保育所、認定こども園、学童保育所並びに介護現場の職員は、手指消毒、マスクの着用、出勤前の検温など、基本的な感染防止対策を継続して行っております。また、それらの現場職員のうち、ワクチン接種を希望する者全てが2回目の新型コロナウイルスワクチン接種を完了しているところであります。

再度の感染拡大防止の施策としましては、保育所と認定こども園は抗原簡易キットを配置し、職員を対象に使用することとしております。抗原簡易キットは原則として発熱等の症状がある場合は出勤停止とした上で、医療機関を直ちに受診できない場合等において使用するものであります。また、使用に関しては浮羽医師会等と連携を取り対応するようにしております。介護現場に従事する職員につきましては、福岡県が高齢者施設及び障がい者施設職員を対象にPCR検査を実施し、感染防止対策を行っております。

3点目が、市内事業所や会議、集会、講演会、催事等への指導と対策についての御質問でありました。福岡県では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの期間や、それらが解除された時点で、県民の皆様や事業所に対して協力の要請を行っております。具体的には外出や飲食、カラオケ設備の利用時の留意点、飲食店や事業所に対しての感染予防対策、イベント・集会等の取扱いについて呼びかけているところであります。

市ではこれらの県の要請を受けて、「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において外出や飲食、公共施設の閉館・利用時間の短縮やイベント・集会等の対応の協議を行っております。市民の皆様には本会議で決定した事項と、基本的な感染症対策をホームページや防災無線、SNSなどで周知し、感染拡大防止対策のお願いを行っているところであります。引き続き、県の要請に基づき市の対策本部で決定した事項を市民の皆様や市内事業所等に周知し、会議、集会、講演会、催事等への対応に努めてまいります。

また、国は11月19日、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像の取りまとめ等を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定いたしました。その中にこれまでの感染防止対策に加え、「第三者認証制度」や「ワクチン・検査パッケージ制度」などの活用が示されました。今後も国や県の動向に注視しながら、市民の皆様や市内事業所等に周知を図り、日常の感染防止対策と指導に努めてまいります。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校、幼稚園の職員につきましては、手指消毒、マスクの着用、出勤前の検温など、基本的な感染防止対策を継続して行っております。

また、学校、幼稚園のワクチン接種を希望する全ての職員が2回目の新型コロナウイルスワクチン接種を完了しているところです。さらに9月末には、小・中学校、幼稚園ともに抗原簡易キットが国から配布されており、職員を対象に使用することとしています。抗原簡易キットは、原則として発熱等の症状がある場合は出勤停止とした上で、医療機関を直ちに受診できない場合等における使用を想定しており、発生時の感染拡大防止につながると考えております。

今後とも学校産業医や園医、浮羽医師会と密に連携しながら、さらなる感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、3点にわたってお答えいただいたんですけど、1点目について再質問させていただきます。

1点目の高齢者65歳以上の重症化が軽減されるということで、たしか健康事業として検査手数料の補助ということで7,500円でPCR検査が受けられるという制度を導入したと思いますが、実際、予算執行をされている額が非常に少ないと思います。予算は繰越明許で330万円ぐらいあったと思いますけれども、今4件ぐらいにとどまっているのかなというふうに思っているんです。執行率3%ぐらいです。これについては前々回も言ったかと思うんですけど、そもそも料金下げたらどうですか、ほかの自治体でも下げてやってた経過もありますので、その対象についてもっと積極的に利用できる条件を整備されたらどうですかと。その上でその対象をどうするか、その方針を決められてるかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） ただいま御質問の高齢者、基礎疾患がある方に対する無症状者のPCR検査につきましては、現在、今年度4月から5名の方が検査のほうを実施しているところです。

自己負担額については7,500円で、議員のほうからも自己負担額の減額ということを検討したらどうですかということがございましたけれども、うきは市につきましては浮羽医師会の御協力の下、浮羽地域検査センターにおいてPCR検査を実施しているところでございますので、自己負担額の減額については、現在のところしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 唯一、無症状の方で公的検査が、それは個人負担、数万円出せば受けられますけども、保険の対象に当然ならないので、そういったのが一般で、行政検査は基本的に症状が出ないと受けられないという制度。その間で、この間、ワクチンを打ってきたわけがあります。ワクチンを打って、先ほど市長のところでも、91%ぐらいのところの数字まで2回接種をうきは市で受けられているという状況なわけです。

ただ、どうしても接種を受けられない人、受けるのに抵抗がある人というのがやっぱり最終的には残ってくると。この間、感染が落ち着いている中でも、福岡県においてやはりクラスター、昨日はどこでしたっけ、ほかのところでもたしか何十人とクラスターが発生してると。

うきは市が最初に感染したときはクラスターから出発してるんですね。そういう意味で、高い負担をしなければいけない、あるいはなかなか行政検査が無償で受けられないという環境の中で、この330万円という予算額について、国の補助金も含めて使っているわけでありまして。そういう意味では、きちんと執行ができるように我々も予算として賛成したわけですので、しっかり対策を打ってほしいというふうに思いますけども、今のところ、拡大する考えはないというお答えですけど、それでよろしいんでしょうか、確認します。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、以前から無症状の方も手軽にPCR検査をというお話でありました。

無症状の定義とは言いませんけれども、その範疇なんですけど、幸いうきは市においては浮羽医師会の協力の下に、この浮羽地域検査センター、非常に柔軟に対応していただいております。これまでも615件の検査実績があるところでありまして。そういう面では無症状であっても少しやはり不安を覚える方が検査対象ということでもありますので、そういうところは遠慮なく浮羽地域検査センターのほうに御相談していただければと、このように思うところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 検査料が7,500円、やはり若干ちゅうちょするだろうと思うのが普通だと思います。後でほかの課題の中で、うきは市の所得ってどのくらいあるかということを含めて考えたときに、1回当たり7,500円というコストがどういう位置にあるかということはお分かりいただけるだろうと思います。その辺で少なくとも数千円程度という、前も申し上げましたけども、そのレベルまでやっぱり引き下げて、その安全性を担保していく、これは後で申し上げます検査パッケージとの関係も含めてあるだろうと思うんですね。そこはやっぱり十分に準備しないと、それは、そういったことを条件としたいろんな施策というのはなかなか難しいだろうと。そういったことも少し検討いただきたいというふうに私は思います。答弁は要りません。



次に、改めて高齢者施設でのことについてお尋ねします。

福岡県が実施してる高齢者施設での検査、簡易検査があったと思います。唾液によるPCR検査だったと思うんですけども、改めてこの辺の実情について保健課のほうで把握されてるかどう  
か、実際にどの程度の方が受けられているか、現状が分かっていたら教えていただきたいという  
ふうに思いますけども、いかがですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 保健課長、答弁。

○保健課長（末次ヒトミ君） 高齢者施設等のPCRの検査につきましては、これまでの対応が  
12月末まで引き続きの対応と、これまでPCR検査を実施していたものが継続といった形で、  
12月末まで本事業を継続するというところで、県のほうから通知が来ているところです。

市内のPCR検査の受検状況の把握をしているかという御質問でございますが、市内の高齢者  
施設及び障がい者施設2施設について把握をしているところです。その施設によってPCR検  
査の実施状況については少し状況が違うところはございますが、把握はしているところです。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて、それについては検査の範囲が限られているということで、  
そういう意味では、この間の福岡県で発生しているクラスターの傾向を見れば、高齢者施設は当  
然入ってるわけです。なので、我々のところでは具体的にどういったところかという情報が入っ  
てきておりませんので分かりませんが、その辺は入所施設だけの問題なのか、通所施設を  
今、現状では福岡県のところの検査の対象になっていないという現状もありますので、そこは安  
全を担保していくという観点から、どういった施策が必要なのかということはずいぶん検討いた  
さしたいなというふうに思って、改めてその辺の確認だけはしといていただければありがたいとい  
うふうに思っています。

次の質問に移ります。

3点目ですけれども、学校関係のことですけれども、ちょうど8月の下旬から9月にかけてこ  
れが配布されてきたという経過もあったので、十分に把握できてないんですけども、学校には、  
あのとき答弁の中では130セットぐらい配布されてるというふうなことで伺っております。そ  
れ以外、幼稚園、認定保育園、それから保育所、学童保育所関係にどのくらい配布してるのか、  
確認いたします。

簡易キットをどの程度配布してるか。数をちょっと確認してください。合計でもいいし。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

学校は、先ほど議員がおっしゃられましたように、130セットを配布しておりまして、幼稚園につきましては、私学共済課のほうから直接20セット配布しておるところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所でございます。

公立の保育所につきましては各50セット、私立につきましては40セットから100セットをそれぞれ配置しているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） すみません。突然、窓口質問みたいなこと言いました。

実はそういったところも、簡易検査キット、さっき、抗原検査キット、定性検査ということで、それが即、陽性だったらPCR検査のほうに回すという関係でなるんだろうと思うし、陰性であれば、擬陰性の関係もあるので再検査をする。とにかく具合が悪くなったら病院に行けというのがこの間の流れです。

ただ、それは非常にまだまだ十分に全体像をつかんでいく、あるいは検査のための仕様になっていないというふうに強く感じております。それはそれぞれの幼稚園や認定保育園、保育所、学童、学校という縦割りの中で、ガイドラインが全部できているんですけど、全てが共通しているのは、症状が出たら来るなど、病院に行けと、こういう流れです。そしたら、この簡易キットって何のために使うんですかという話。

これを使うに当たって、必ず講習を受けた方が、そのところで医者や看護師がおればいいですよ、いなければ基本的には研修を受けた方がやり方について立会って、そして、やりなさいというのが流れです。ですので、宝の持ちぐされになりそうな気が非常にするんです。しかも子供たちには使わないというふうになってるんです。ところが、子供たちに本来使ってもいいというのも、文章としては中には書いてあるんです。そういう意味では、きちんと使い方について使用の範囲、運用方針について、それぞれ渡されたところできちんと勉強されてるのかどうかということを確認したいんです。そうなっているかどうか。誰が答えますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど私の答弁、そして教育長答弁でもありましたが、まず抗原簡易キ

ットは、以前から御説明していますように、PCR検査と比較しますと随分感度が低い。感度が低い中で陽性が出たら、もう間違いなく陽性ですから、それは浮羽医師会と連携して、浮羽医師会から保健所のほうに連絡が行って、保健所から指示があります。指示待ちという形です。一方、陰性であった場合も、もともと出発点は症状がある中で抗原検査キットでしたから、ぜひ浮羽医師会のほうにもう一度PCR検査を受けてくれと、こういう指導を徹底しているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 落ち着いた状態ですから、そのとおりだと思います。これが発出されたときは、ちょうど8月ですので非常に感染が拡大して、非常にピークになった時期です。その温度差が実を言うとあるんだらうと思うんです。ですので、この簡易キットをどう使うかというのは、首相も新しくなりまして方針も若干変わってきつつあると思うんですけども、検査をやっぱりしていかないと十分じゃないという方針も一部、ただ、そこは具体的にまだ出てきませんので何とも言えないですけど、基本的には実際に感染拡大していく中で、保健所は追えない状態がある。だから、講習を受けた方がそれを取りまとめて、保健所の了解を得て検査機関に回していく、こういう流れをつくっていくための抗原検査キットの活用だというふうに思うんです。

ですので、さっき言いましたけど、実際に使われないことは一番ベストです。使用期限もあります。廃棄もしなきゃいけない。廃棄のルールについても考えないといけないと思いますけど、ぜひその辺は、まだそうならないことを祈りますけれど、ぜひそれぞれの現場で周知徹底していただきたいというのが私のお願い事であります。

それから、時間が押し迫ってきてますけれども、もう1点、最後に、検査パッケージのことで確認しておきたいと思います。先ほど11月19日に閣議決定だったかな、内閣官房のほうからたしか検査パッケージの在り方について、今後、具体化するための指針が出てたと思います。

そういうことですがけれども、御承知のように、新たなオミクロンという新しい株が出たということもあって、この辺のところの使い方について少し悩んでるところだろうと思ってます。当然、集会やいろんな催物の関係で、あるいは営業されている方、飲食店だとか、そういったところでの検査パッケージの活用という方向も民間ではあるだろうと思います。そこはそこで保障しつつも、公的などころではどうしていくかということをしりまともないといけませんけども、1点だけちょっと、慎重に扱ってほしいというのが私の申し上げたいことです。

当然ながら検査パッケージはワクチン接種証明、それから検査での陰性証明ということになると思うんですけれども、いずれにしても感染していないということを証明するものでもないということが改めてあると思うので、その辺の運用の誤解を招かないように、ぜひ図っていただき

いというふうに思います。

特に、さっき言いましたように、ソーシャルワーカーをされてる方々との関係も含めて、検査をやっぱりいつも頻度よくしていかないと、新しく更新していかないと、ブレークスルー感染、ワクチン接種した方でも感染するわけです。今のところ、第5波のところでもそうですけども、無症状者、軽症者というのが8割を超えるわけです。今度の新しい株も多分そうだろうと言われてるんです。そういう意味では、検査、検査、検査というふうに言った人がおりましたけれど、最初に。やっぱり検査機会を増やすことが大事だということを改めてお願いしたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

子育て世帯への支援についてお尋ねをしたいというふうに思います。令和元年度、2019年度10月から幼児教育の無償化ということで、負担軽減を図る少子化対策ということでも含めて進められております。しかし、3歳未満児への支援見通しが現在のところ、まだ十分に示されていないというふうに思っております。各自治体別に保育料が設定されていることから、うきは市の保育料設定の根拠と、それから近隣周辺自治体の保育料との差の問題について、前回3月にも1回質問しましたけれども、改めて市長の見解を求めたいと思います。

2点目は、就学援助の問題です。これは貧困対策との関係もあるんですけども、改めて教育の平等性を担保する点から各自治体の判断に基づいて基準が設定されています。現状の住民税の非課税、減免措置を基準とする制度から、うきは市の生活保護、扶助基準額を基にした生活扶助基準額の1.3倍、具体的ですけれども、見直しを求めたいと思います。

以上2点、御回答お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子育て世帯への支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目については私から答弁し、2点目についてはこの後、教育長から答弁をさせます。

まず1点目が、保育料設定の根拠と近隣自治体との保育料の差についての御質問であります。このことにつきましては今年の3月議会の一般質問に続く再度の質問であります。保育料につきましては、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に掲げる政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得状況、その他の事情を勘案して、市町村が保育料の利用者の負担額を定めることとなっております。

この国が定めています利用者負担額との比較においては、本市のほうが低い負担額となっております。近隣自治体には本市よりも3歳未満児の保育料金を低く設定しているところがあることは承知をしておりますが、公立・私立保育所等の数や財政面を考えると、うきは市で定めている

保育料につきましては、3歳未満児の保育にかかる費用として妥当であると考えております。さらにうきは市では、保育料以外で幅広く子育て世帯が活用できる、子育て・少子化支援策について全庁的に取り組んでいるところでございます。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の就学援助基準の見直しについての御質問ですが、学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定められており、うきは市では「うきは市就学援助要綱」を定め、生活保護世帯または生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護世帯に対して支給を行っているところでございます。

その中で準要保護世帯への就学援助については、三位一体の改革によって国の補助が廃止され、各市町村が単独で実施していることから、全国の統一的な認定基準がありません。うきは市の準要保護の対象世帯としましては、生活保護の停止や廃止、または市民税の非課税や減免、あるいは国民年金の掛金の全額免除該当、児童扶養手当の全額支給などのいずれかに該当することを要件としています。

さて、議員御指摘の就学援助基準の見直しについては、全国的な認定基準として「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を主な基準としている自治体が増えていることから、うきは市においても認定基準見直しの検討が必要であると認識いたしております。しかし、基準の見直しに当たっては認定基準の算定が複雑になり、円滑な事務処理を行うための就学援助支援電算システム等の導入が必要不可欠であることから、関係部署との協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） それでは、順次確認します。

今、市長の答弁の中で、本市が低いとおっしゃいました。かかる費用は妥当だと。これは、妥当というのは何に基づいて妥当なのかちょっと分からないんですけど、ちょっと追加説明をお願いできますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 妥当という部分の根拠ということでございます。

3歳未満児につきましては、ゼロ歳児は3人に対し1人の保育士など、保育士の数がかなり多くなってまいりますので、その分の金額などを勘案して妥当と考えておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 本市が低いつておっしゃったのは、その理由もお尋ねしています。言いましたよね。本市は低いと思ってるって、さっき言いましたよね。（発言する者あり）そうはおっしゃってないですよ。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国が定めています利用者負担額との比較では、本市のほうが低い負担額となっておりますと、このように答弁をさせていただきました。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） そうすると、ごめんなさい、質問の趣旨は、ここにきちんと書いてあるとおりです。うきは市の保育料設定の根拠と周辺自治体との保育料の差について、市長の見解を求める。差について市長の見解を求めているんです。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、近隣自治体には、本市より3歳未満児の保育料を低く設定しているところがあることは、十二分に承知をしております。それで、そういうことを含めながら、今の負担金額が妥当であるというふうに申し上げたんですが、これはまさに総合的な判断といえますか、今、3歳未満児の保育所の入所率は53.5%です。約半分の方が入所されて、半分の方は家庭で保育をされている。この家庭で保育をされてる方の今の実態なんかもしっかりと把握する必要もあるんじゃないかと、このように思います。

もちろん3歳以上は、御存じのように、保育料無償化になりました。全て無償化にしたらどうかというのが議員の御指摘かもしれませんが、家庭での保育の重要性、さらには仮に全てを無償化したときに、もし一気に保育の希望が多くなれば、当然受入れ体制といえますか、人の体制も必要ですし、設備の体制も必要です。あるいは待機児童が出るということも考えられます。そういうことを複合的に、総合的に判断しますと、今の料金で当分、お願いできないかという答弁をさせていただいたところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） うきは市の人口減少の話を前回3月にさせていただきました。今年の9月末の状況を少し確認しましたがけれども、引き続き10歳未満、20歳未満の減少、それから30代、40代の移動というのが引き続き多いと。しかし、それは自然減が多いんですね。これはだから、どういった理由かはちょっとね、転出するののかというのは分かりませんが、少なくともうきは市にとっては、子供を産む年代の転出というふうに受け止めるということからすれば、極めて残念であるというふうに思っております。

うきは市の、さっき市長は前回3月に答弁いただいた内容と同じ答弁をされてまして、自宅で

保育してる人、今4割を超える方がいらっしゃるわけですが、そういった方をしっかり見ながら施策を検討したいっておっしゃってました。今回も同じような趣旨ですよ。何を見るのかがよく分からないんですけど、前回のときにも答弁されてましたけども、一番の要望は公園の要望だっておっしゃってました。私はそのときに、2番目見てくださいという話をしました。子供を育むための補助が欲しいというふうに書いてあるんです。そういったところをにらむというのが大事なことでないかなというふうに私は思います。

それで今、うきは市の保育料の設定されているのは、合併のときに見直ただけですよ。違いますか。その後、どういった子育ての環境、人口減少だとか、そういったところの中で、きちんと見直してこなかったのがほかの地域との差を生む要因にもなるし、それから人口減少対策として施策を打ち出すといったところにも弱さを含んでるような気がするわけです。そこをもっと具体的に踏み込むことをお願いしたい。

今、保育料の階層で言えば、4段階の方が圧倒的に多いわけです。うきは市は、1、2は、3歳児未満のところは無償化、免除されてるということになりますけれど、3段階のところは、十分にされてない。これは金額で言うと、年収で言うと、多分300万円ぐらいの収入があれば、このところに該当する。それが年間で幾らかかるんですか。30万円近いお金がかかるわけですよ、毎月預けた場合に。それを減免しないというのはあり得ないと思う。やっぱり何らかの保育への支援をする、その討議を検討する、そのことが極めて今、私たちがやらなきゃいけないことではないかな、そこに気づきを持つことが大事ではないかなと私は思うんですけど、どうですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員は兼ねてからこの第4階層、結局うきは市は2段階であります、久留米市なんかはもっと幅広い段階で設定してるという御指摘はいただいております。

久留米市以外におきまして、お隣、朝倉市、あるいはほかの近隣でも、そんなにうきは市と変わらない自治体があることも承知をしてるところであります。基本は、議員の御指摘はやはり人口減少、少子高齢化を食い止めるためには、子育て・少子化対策がいかに重要であるかという御指摘かと思えます。

今、私の手元にも、先ほど答弁の中でも様々な子育て支援策を取り組んでるというふうに申し上げましたが、私の手元の中でも33項目、いろんな取組をさせていただいております。例えば新婚生活の支援事業であったり、任意予防接種、風疹、麻疹等の任意予防接種の助成、あるいは妊産婦応援タクシー事業、さらには簡易視覚検査、そういう他の自治体になく取組なんかもさせていただいております。

それから、非常に何か市町村競争感をあおるような話に今なってるんですが、非常にちょっと

問題意識を持ってまして、九州市長会、そして全国市長会の中で、例えば今、御指摘の件につきましましては、幼児教育・保育無償化の拡充についてしっかりした特段の措置を講じるようにという要望もさせていただいてますし、また議会でもいろいろ問題になってます子ども医療費助成制度についても全国一律の子供の医療費助成制度を創設してほしいと、こういうお話、あるいは子供の貧困対策の推進についても強力に進めてほしいと。市町村間競争をあおるのではなくて、ナショナルミニマムというか、国がきちんと基準を定めてやらなくてはいけない、福祉施策については国でしっかり方向性を示してほしいと、こういうお願いもさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） おっしゃってることは分かります。基本的には国が行うべきだというのは、それは当然そうです。私たちもそのためにそういった活動をしてるわけです。ただ、自治体の責任として、自治体は自治体として、基準財政需要額というのが指定されてきます。その中に人口が当然あるわけですよ。その中でほかの自治体がやってるわけです。それは土俵は同じだと、私は思います。

今、これは保育料については市民税を基準にしてやっておりますね。うきは市の市民税の納付額のランクがあります。200万円以下が8割です。課税標準額で言えば、そういうことです。ですので、うきは市の所得全体としても格差が広がってるという言い方もあるでしょうけども、やはり若いからこそ所得が低いということもあるだろうと思います。そこにやっぱりきちんと対応していくということは、政治課題として、今日、昼、政治の問題ということでおっしゃってる方がいらっしゃいましたけど、まさしくそのとおりだと私は思います。ぜひ御検討をお願いして、次の質問ですけれども、就学援助についてです。

残り8分しかないんで全部言いきれないかもしれませんが、先ほど改めて検討する、電算システムの見直し等も含めてされるということです。回答でいただいたように、全国の7割を超える、8割近いところは、生活保護の扶養額の基準をベースとしてやってると。それは、うきは市は保育料の算定と同じで、市民税の算定額ということです。ちなみにちょっとお尋ねしますけれど、今、ホームページ上には載っていますけれども、就学援助の、年で221万5,999円だったと思いますけど、35歳の場合で見たときに生活保護、扶養額は幾らになりますか。

福祉事務所長は聞いてきていないですかね。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 生活保護につきましては、その家族の構成年齢によって金額に



差がありますけれども、父母が35歳、子供1人で12歳の場合で算定しましたところ、最低生活費が14万3,940円、こちらは住宅扶助、教育扶助等はありません。その額になります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、14万3,940円とおっしゃいましたけど、これは月額ですよ。掛ける12ということになるわけです。そうすると、その金額が年収と、逆に言うとういうことになるわけですね。

うきは市の就学援助の金額は、課税額で137万円ということになるんです。ですので、おのずとそこの格差があるということなんです。さらにほかの市町村は、この生活扶助額に、例えば久留米市で言えば1.3倍の額をしているわけです。だから久留米市の基準額が収入で350万円か何かだったと思うんですけど、そんな金額がされてる。そういったところは小都市でも、大刀洗でも全部されているわけです。うきは市は生活等級が3の2級ということで、その他の地域になってるということで、久留米市との金額との差もあることはあるんですけど、それは制度上の問題ですので仕方ないんですけど、そここのところはやっぱり十分に把握した上で行っていただきたい。

1つだけお伝えしなければいけないのは、現状で就学援助、令和2年度の決算で219人という数字が上げられておりました。これについて先ほど教育長から御答弁ありましたように、5項目の設定があると思うんですけども、基準に表すときに。現状の令和2年度のところで結構ですので、援助の対象となる5項目の認定者数219人の内訳が分かればちょっと教えていただけないですか。

○議長（中野 義信君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 就学援助となる5項目につきましては、1項目めが生活困窮者、2項目めが市民税の非課税者、減免者となっておりますが、それを合わせまして183名、それから3番目が国民年金の全額免除でございますが、こちらが4名、それから児童扶養手当全額支給の方が30名、その他特別な事情によるものという5番目が2名、合わせて219名となっております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 令和3年9月時点のところ、実は母子家庭というのがありますけれど、そこに子供の人数は三十数人ぐらいいるんですね。35人と思われれます。想定ですけどね。そういう意味では、基準のところの生活困窮者及び市民税非課税、減免されてる方という

ところは、それはそれとして基準があるわけですけど、全部がフォローしきれてない、実はそう  
いった可能性があるというふうにも思ってます。生活保護対象者は自動的に就学援助いただけま  
すけども、これに準ずる者というのが基本的にあるんだろうというふうに思います。

ただ、言いたいのは、母子のところで最近増えてきてるということが、多分、福祉事務所がつか  
んでいる情報だろうと思いますので、その辺のところはぜひ留意していただきたいというふう  
に思ってます。

うきは市が219人ということで9.46%、福岡県の平均がたしか22.何パーセントだった  
と思うんです。そういう意味でも、先ほど御答弁いただいた内容で早急に見直しを図って、予算  
化を含めてぜひ検討いただくことをお願いしたいと思います。福岡県が22.23%です。全国  
平均は14.71%——14.35%かな。どちらか、だったと思いますけど、そういったふう  
な状況ですので、生活困窮者への具体的な対策として、こういうことをしましたよというのを宣  
言いただければありがたいというふうに思って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中野 義信君） これで、5番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。午後3時より再開します。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（中野 義信君） 再開します。

次に、9番、上野恭子議員の発言を許可します。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 9番、上野恭子でございます。議長の許可をいただきましたので、  
質問に入りたいと思います。

今回、3つの大きなテーマについての質問をいたします。1つ、市内学校について。これが  
4番までございます。2、市内保育所、幼稚園等の遊具点検について。3つ目、木材活用につい  
て。3つのテーマでございます。それでは1つ残らず質問をしたいと思っておりますので、早速質問に  
入りたいと思います。また、最後の質問でございますので、皆さんお疲れとは思いますが、  
どうぞ耳を傾けてください。よろしくお願いいたします。

それでは1つ目、市内学校についてでございます。

1つ目、国は教育現場で子供の実情に合った学習を進めており、地域に応じた適切な対応が求  
められ、特別支援学級等には十分な支援員の配置も必要と思われま。千年小学校においては、  
児童数の増加により教室が不足しているとのことであり、学校は平等な学びや学習を保障する場  
であるということから、特別支援学級を含め十分な教室の確保は重要な問題であると思いたすが、

どのようにこの状態を考えるかという質問でございます。

義務教育は、学力保障の場であると思っております。そのためには、教育には十分な対応できる現場が必要であると思っておるわけです。地域の子供は地域で育てる、このことは国の方針の下、言われていることであります。千年では今現在も新築やアパート、それから一戸建ての賃貸のおうちが建っているわけですが、今後も建ち続けるという思いがございます。地主の皆様が高齢化で農地を宅地として販売されることが大きいと思われましますし、生活の利便性がよく、宅地として土地を求めの方が多く、今後も住宅が建ち続け、人口増につながると思われまします。また、国はここ十年で障がい者の人数が3倍から4倍になってきたと言っております。子供に合った適切な教育をとの考えが御父兄に広まってきたことによるものと私は考えております。

千年小学校においては、特別支援学級が現在5クラスあります。1クラスから5クラスまであって、1組が3人、2組が1人、3組が4人、4組が1人、5組が6人となっておりますが、支援学級は1クラス8人が最高と制限されており、5組の6人はいつ2クラスになるのか時間の問題と思っております。また、学校に必要な運動会用の備品等は他の学校に分散し預けている状態と認識しておりますが、学校の教室不足、そういうものが子供たちにも影響するのではないかとこの頭も持っております。こういうことからしてお考えを聞きたいと思っております。1番目の1回、終わります。

それから2つ目、特別支援学級において、程度や科目によっては同学年の通常学級と同様の授業を受けられる子供もいるのではないかとと思っております。学級単位で区切りにするのではなく、子供の実情に応じてリモート環境等も十分に取り入れ、対面とオンラインの組合せで格差のない教育環境をつくるべきと思っておりますが、教育委員会の考えはどうかということです。

支援学級については、同学年クラスでの学習環境もあるとは聞いております。今でも少しはされているということは聞いております。ここで申しました格差は等級の格差となり得るわけですが、支援学級では視的、心的、情緒的、知的と、いろんな支援学級があるわけです。そういうことで、支援学級内で学ぶこと、また普通学級の中に入って学ぶこと、そういうことを掛け合わせながら対面とオンラインでの学習を非常に前向きに取り組んでいただきたいということ、このことを1つ目は、私は言いたいわけです。

先ほど申しましたように、十分に等しく学びの場の機会を与えてほしいということです。それともう一つは、このことは教育長にもお聞きをしたいと思っておりますが、例えば学習障がい文字を書くのが苦手な子供がいるとします。自閉スペクトラム症、ノートにメモを取るとか、回答を自分で筆記して書くとか、そういうのが苦手な子供がいると思っておりますが、例えばこういう子供が高校とか大学、手前の高校ですね。受験するときにも、障がいとの向き合い方で、キーボードの回答であれば十分に対応できるという場合、それをどのように考え、どのように対応していくか、

そういうことも含め、この支援学級のことを考えていただきたい。

日頃の指導の先生方にこの子ができる範囲の、能力の持っている限りをどういう形で十二分に発揮できるかというようなことも考え合わせながら教育をしていただきたいというようなことを思っているわけです。先ほどの質問、もし高校に入学の試験をするとき、中学校の試験を受けるときにキーボードでできれば、そのことを周りの大人が行動に移して、学校、そういうところに申出に行くとかいうことも私は可能ではなかろうかと思っておりますが、あくまでノートや解答用紙、筆記で解答しなければ不可能だと諦めてしまうか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。それでは1回目終わります。

それから、先般から質問しましたヤングケアラー問題です。小・中学校に必ずいると思います。子供と介護の実態を把握するためのアンケート実施が必要ではないかと私は常に思っております。気づいてあげるのはやはり教育現場だと思っております。中には1人で抱え込んでいる子供もいると思いますが、学校教育現場から手を差し伸べて問題解決につなげていくことが何より重要と思っておりますが、どのように考えるかということです。

埼玉県ではケアラー支援条例制定等がっておりますし、総社市、夕張市、それから京都の市立中学校、7月から8月にはアンケート調査をしたというようなこともありました。愛媛県、北海道、山梨、埼玉、こういうところもアンケート調査が既にされております。

介護で孤立する子供はSOSを出さない、出せない。日々当たり前と、その生活が当たり前になってしまう。母親が好きだから役に立ちたいとか、大人の担う家事や家族の世話を日常的に行っております。それでも周りには隠し続けるというような事態でございます。厚労省、それから文部科学省の連携の調査によりますと、2015年の調査ですけど、ケアラー児が全国に17万人はいるというようなことを言われておりますが、隠れケアラー児も大変いると思っております。

中学生の3.5%がヤングケアラー、過半数の学校で対応がない。希望進路を断念している子供も多い。そのとき、あのときには戻れなく、なくす自分の人生の道は大きいものもあるということです。このことをしっかり考え合わせてあげるということが大人の責任ではなかろうかと思っております。

このようなことからして、子供を預かる教育現場が気づいてあげなければ、誰がいち早く気づくのか、とても気になっております。実際、このケアラー問題というのは昔からありましたけれども、昔は家庭のことは家庭がする、それが当たり前だというような時代でありました。でも、今は社会に出て、生きる力を出して、自分で生活できるように子育てをするというようなことが社会的に言われ、こういうケアラー児に目が向くようになったのではなかろうかと思っております。こういうことですので、ケアラー児の問題についてアンケート、そのことを前向きに考えて

いただけるかどうか、1回目の質問を終わります。

4番目、長いコロナ禍で経済的に厳しい家庭もあるのではないかと考えております。コロナ禍で、最初のうちは少しの預金も家庭にはあるだろうということから今になりましたが、2年近いコロナ禍で非常に経済も厳しいと思います。市内小・中学校と高等学校、女子トイレに期間限定で生理用品の提供はできないかということです。近日、生活用品の物価高騰により、代用品で過ごしている子供たちがいるのではないかと心配しています。ぜひこのことはお願いしたいと考えております。

生理用品は、子供に聞けば、学校に聞けば、保健室に用意しておりますと言われる。希望者に心理的に負担を与えない、これは重要なことであります。顔の见えない優しさが大切だと思います。言いづらさを回避すること、このことも大変重要です。長い間のコロナ禍での経済の厳しさと、近日、生活用品の高騰化で、ダブルの負担が子供たちの衛生用品に影響を及ぼしているのではないかと、とても心配をしております。

日用品の中では粉ものが12月から上がる、ガスが上がる、皆さん御存じのようにガソリンも上がっております。その他、安くなる商品は何ひとつございません。こういうことからして、生理用品というのを非常に切実に思ったわけです。

子供によっては口では言いませんが、代用品で過ごし、体調不良を起こしている子供もいれば、学校に行きたくない、行きづらいと思ってる子供もいると思います。前橋市、富岡市、石岡市では無償配布というようなことも聞きました。宮崎県では、コロナになってからだと思いますが、学校のトイレに設置をしていると、子供に安心感を持たせるためにしているというようなことであります。私、女性の立場からしますと、生理用品は公共のトイレにも、庁舎のトイレにも、常時トイレットペーパーを設置しておりますが、それと同じようなものであろうと考えております。こういう考えは正常な考えではなかろうかと思えます。生理も女性でないとは分かりませんが、いつどのような状態で始まるか分からないというの、子供にしてみればなおさらです。こういうことからして、早くこのことに気づいてほしかった。

それから、期間限定と私、申し上げておりますが、公共の学校施設とか、教育現場のトイレの備品と考えれば、トイレットペーパーと同じように、教育現場では特に小学生、そういう準備もなかなか怠る子供も多いと思いますので、それとまたお父さんと一緒に暮らしている女の子なんかもおられると思います。お年寄りと暮らしている子供もいると思いますので、常時、生理用品ぐらいいは置いてあげていただきたいという、本音でございます。

それが1人が1日に二、三個取ろうが、三、四個取ろうが、その子がそれでしっかりと安定するならば、私はうれしいことだと思っております。生理用品がないということで学校を欠席し、生理用品をくださいとは恥ずかしくて言えないと。設置をすれば、どの子供かの役に立っている

と、そのことを思うと贅沢なシステムではないと私は思っております。

このように1回目の質問を終わりたいと思いますが、山口県でも生理用品は置いているというようなことであります。これで1回目の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 通告に従いまして、答弁させていただきます。

1点目の特別支援学級を含めた十分な教室の確保についての御質問ですが、義務標準法では学級編成において小学校第2学年まで35人、小学校第3学年から中学校第3学年までは40人を標準としています。また、小・中学校における特別支援学級に関しては、学級編成の標準を8人としていますが、学年に関わらず複数学年の児童・生徒が8人まで1学級に編成されます。

千年小学校の児童数は10月1日現在、302人で、通常学級が12学級、特別支援学級が5学級で編成されており、空き教室はありません。

議員御指摘の教室不足につきましては、将来的に児童数の増加等により学級数が増え、教室が不足することが見込まれる場合は、南校舎2階のパソコン教室の改修も視野に入れており、今後も児童数の推移を把握し、教室不足が生じないように、迅速な対応に努めたいと考えております。

2点目の特別支援学級の実態、格差のない教育環境についての御質問でございますが、現在、うきは市では知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、自閉症・情緒障がいの特別支援学級があります。特別支援学級の児童・生徒の指導については、県の指導により授業時数の半分以上を特別支援学級で指導することとなっています。それに準じて特別支援学級での指導を行っております。具体的な指導につきましては、児童・生徒のそれぞれの実態を基に個別の指導計画を作成し、その児童・生徒に応じた指導内容、方法を、保護者、教師と共通理解し、指導しているところでございます。

3点目のヤングケアラー問題に関する御質問についてでございますが、この質問につきましては、今年6月議会でも御質問いただいております。ヤングケアラーは法令上の定義はございませんが、一般に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされており、国においては厚生労働省と文部科学省の連携プロジェクトチームが関係機関と連携してヤングケアラーを把握し、適切な支援につなげるための方策について検討を行っているところです。

このような中、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題でもあり、子供たちに直接的なアンケートを実施するのは、現時点では難しいのではないかと考えております。現在、校長会等を通じてヤングケアラーがいるとの前提に立ち、児童・生徒を見守るよう指示するとともに、学校内での気になる児童・生徒の情報交換を行ったり、児童・生徒との教育相談を実施したりしているところです。さらに中学校では福祉事務所等も交えた教育相談部会を週1回程度開催して見守

る体制を取り、早期発見・現状の把握に努めているところです。

今後も引き続き、福祉事務所など関係部署との連携を密にして早期発見に努め、支援につないでいきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 4点目に、市内小・中学校及び高等学校に生理用品の提供はできないかという御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が困窮し、生理用品を購入できないという「生理の貧困」が問題視されております。

国においては、今年の6月に「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」が決定され、「コロナ対策の中心に女性を」の中に取り組むべき施策の1つとしまして、「生理の貧困」への支援が取り上げられております。

福岡県におきましては、県内の大学・短大の保健室、学生相談窓口、県内相談事業委託先のNPO法人において、福岡県が防災備蓄として保管している生理用品を配布しております。そのような中、現在、うきは市内の小・中学校では生理用品を保健室に30個から100個程度を備えております。これまでに子供たちがコロナ禍での経済的な理由により生理用品に係る相談に来た事例はないと報告を受けております。「生理の貧困」にとどまらず、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的な困窮状態にある家庭の現状などを把握するためには、子供たちとの会話づくりが重要だと考えておりますので、引き続き保健室の活用を含めまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 答弁をいただきました。

まず教室不足のことですが、まだ千年のほうでは建物が建ち続けておりますし、今、お米等を作ってられる方が、もう随分高齢になってまいりました。いつ宅地として手放されるか分からない状態ですし、借家等も建ち続けると思います。

こういう建物の関係は、すぐには間に合わないというのがネックでございますので、パソコン室があるというようなことでしたが、今、多目的ホールも図工室として使っているというようなことで、それから備品等の運動会の用品等もあちこちに分散して預けているということでございます。こういうことからしますと、教育現場では先生方も不足しておりますし、必要な備品も収納不可能ということであれば、スムーズなそういう用品に対しても対応が欠けるのではないかと、仕事の負担になっているのではないかとということも考えられます。それから、少しは教室にゆとりを持つということも学校の第一条件だと思っておりますし、先ほど言いますように、図工室も多目的ホールでされているというようなことです。

今から子供が減っていく状況にあるとなれば私も気になりませんが、そういうふうで教室が困

窮しておりますので、人口が増になるということが非常に何か、本当は喜んでいいことですが、少し気の重いような気分も覚える次第でございます。先祖の時代から千年区と吉井区の区切りは変わらず、吉井小学校への登校はまず不可能でございます。

それでそのようなことからして、市のほうでも考えていると思いますが、学童保育所も建て増しがありまして、あそこに駐車していた部分も排除されたわけですが、昔、自分たちの子供が学校に行ってる時に体育館の南側に部活動の備品を入れておくように、父兄で寄附をし合って、ある程度大きい建物を建てた覚えがございます。今はなくなっておりますけれども。本当は体育館の南側ですね。保育所のほうに行く小さい道の手前でございます。そこに建てた覚えがありますが、多目的ホールを今すぐとは言いませんけれども、非常に使いやすく教室として快適に過ごされるように区切りをし、またAコープの跡のあの土地を何か交換か買取りかし、あそこを少し拡張していただくと、体育館の南側にも多目的ホールなり、図工室なりを建設することもできるのではなかろうかと自分なりに地形を見ながら思った次第でございます。

何しろ、少なくなるというよりかは、喜ばしい多くなるというような気配がしますので、そういうことも視野に入れながら考えていただきたいと思っております。まず、学校に必要な備品からして、その学校に収納できないということは非常に問題であると私は考えております。

それと、5組の6人、たまたま6人になりましたけど、先生にお尋ねしましたら本当は7人であったというようなことでありました。それで8人以上は制限がありますので、これもいつ2クラスになるか分かりません。そういうことを考えますと、やはり押しやり押しやりではなくて、基本的なことから早めに考えておくということは重要なのではなかろうかと思っております。建物というのはすぐにできないものですから、私は申し上げております。それと子供に我慢をさせない、十分な環境の中で学習させたいという気持ちがございます。そういうことからして、ぜひ前向きに考えていただきたいということです。1番の2回目終わります。

それから、特別支援学級においてでございます。大変手厚くしていただいているのは重々承知をしております。ところが先ほど言いましたように、字を書くことが苦手な子供、でも能力があると。そういうときに見守る先生方、それから周りの大人が考えを変えていくと。こういうことで子供が非常に生き生きとなり、自分の自信につながるというようなこともございます。

例えば高校に直談判して、「キーボードでの回答を頼みます」と、非常に熱心にお母さん、本人、先生方が申込みをされて、それが認められ、本当にその子供、能力はあったそうです。慶應高校から慶應大学に進んで、本当に初めて自分が好きになったというような生の声も聞きました。こういうことも支援学級のほうでは気づいてほしいと、そういうことを今回、一般質問の中で申し上げているわけです。ただリモートで、対面でということだけじゃなくて、奥の中にはこの意味を含めた今回の質問でございます。



例えば教育長が眼鏡をかけてありますが、本当に何か自分に足りないものを補足すれば生き生きと能力が伸びるという、これも眼鏡と私は同じだと思っております。字が書けない、キーボードであればそれができるというのであれば、それも眼鏡と同じ理屈だと私は思っております。大人が柔軟性を持って見てあげるといことが、その子にとって非常に財産が身についていく、社会が開けていく、そういうことを今後の支援学級は考えながら持っていただきたい。それを今日は、支援学級については言いたいわけです。理解をしていただきたいということを思います。

それで、やっぱり支援学校の先生方もそれなりに勉強し、子供についてのいろんな個人的な把握はされているということでした。そのことは非常にありがたいことです。それをもう一步を踏み出して、そういうところを感じていただきたい。そして子供にチャンスを与えていただきたい、間口を広げていただきたい。それを強く思っております。

それからヤングケアラーです。ヤングケアラーは昔からありましたけど、絶対自分から口で言うことはありません。それで、やはり小さな胸の中で、家庭と自分の胸だけで悩んでいる、自分はこの後どうなるんだろうと思ってる子供もいると思います。だから、いろいろ家庭のアンケートは難しいと言いますが、その中で1%、2%の子供でも書いて助けを求める子がいるかも分かりません。100%でなくてもいいと思います。そういうところからやっぱり大人が気づいてあげるといことが大事です。

そのことで家庭に縛られ、そういうことで自分の人生が開けない、それで一生行くというのは、その子の人生がもうお先真っ暗ということになりますので、1%でも2%でも10%でも、その子が書いてくれさえすれば子育て支援、それから福祉、それから介護のところをつないでいけば、親御さんが病気がちで非常に手が要るようであれば介護のほうにお願いをすとか、そういうのもあると思いますので、まずはそういうことばかり言う大人ではなくて、アンケートなど行動に移していただきたい。それを取ったところで、皆さんにお知らせしないで取っておればいいんでしょう、漏らさなければいいんでしょう。そういうことを私は申し上げてるんです。周りの大人が変わるといことを。そのことは大変重要だといことを申し上げているんです。

ここに朝日新聞もヤングケアラー、大々的に書かれておりますけれども、要は新聞に書いてる報道が言うのではなくて、基本的に、うきは市として子供たちをどう守って社会人に育てていくかということだと思います。カチカチ頭ではなくて、周りの子供たちに寄り添う大人が少し考えを変えていく、そのことで助かる子供は随分いると思います。そういうことを今日は強く申し上げたいと思います。

それから、コロナの生理用品、保健室にあるのは重々承知をいたしております。一つ一つ保健室の先生にこのような生理用品をお願いに行くということ、こういうことは女性の私の立場からして心理的に非常に負担がございます。そういうことがやっぱり男性では分からないんだと思

います。そういう、言わせるのではなくて、そんなに生理用品が配布できないようであれば、コロナ禍の間だけでもいいです。

でも、私から言わせればトイレトペーパーより大事です。子供が増えないといけないというようなことを、全国的、社会的に言われてありますけど、こういうようなときに十分な支援をしないということは大変おかしいと思います。それは常時設置していくというようなやっぱり考えの下に、子供たちの体のこととか、やっぱり家庭的なものとか、そういうのを考えながら、そこは助けてあげるのが周りの大人だと思いますが、いかがでしょうか。もう一度答弁をいただいて、次に移りたいと思います。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目のほうからお答えしたいと思います。

議員が言われるように、これからの児童数とか生徒数をしっかり把握して、そして教室環境を整えていくというのは大変大事なことだと思っております。そのことには努めてまいりたいと思います。

ちなみに千年小学校につきましては、次年度は12月14日の教育支援委員会を待たないといけませんけど、1学級減、もしくは本年度と同様のクラス数ということで推移することになっております。

2点目の特別支援の子供たちへのいわゆる多様な学びの提供と。これは議員がおっしゃるように、タブレットは特別支援教育に非常に有効であるというのがもう実証されております。したがって、うきは市でも特別支援学級でタブレットの活用というのは進めているところでございます。

また、議員が懸念されます入試の件でございます。そういうふうな生徒、中学校におられましたら、入試前に御本人が希望する高校のほうに中学校の先生は相談に参ります。そして、その受験の方法とか、そういうことがどこまで高校が対応していただけるのか、そういう御相談は必ずさせていただきますので、保護者の方がいらっしゃいましたら、安心して中学校のほうに御相談いただければと思っております。

それから、3点目のヤングケアラーの把握につきましては、議員の御指摘、アンケートということでございますけども、それこそヤングケアラー、主に中学生の可能性も高いかと思えます。思春期の非常にデリケートな子供たちでございますので、ちょっといろいろなことを検討させていただきたいと、そして把握に努めたいと思っております。

4点目につきましては、学校教育課長のほうに答弁させます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 4点目の生理用品をトイレにということでございますけども、

小学校のトイレは低学年も共用しておりまして、その辺りで低学年の方がどういうふうと思うかというのちょっと考えてるところでございます。

また、衛生管理の面からいきまして、トイレに置くというのはちょっと難しいところがあるという学校の意見もあるところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 教育長に答弁をしていただきました。

2つ目の支援学級のことにつきましては、関係する先生方、それから教育長含め、いろんな方が今までのことに固持せず、やはり少し頭を柔らかくして、キーボードに限らず、そういうことも振り向きながら、気づきの下に少し対応を改革していくというようなことも重要であろうと思いますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

それから、生理用品については先ほどから課長が答弁していただきましたけれども、そのままばらっと置くわけではありません。きちっとした中に入れての生理用品の設置でございますので、そういうところも置けない、動じないというようなことではなく、検討を進めていただきたい。

やはり私も一応女性でありますので分かりますが、そういうのを一々申し上げていくというのは非常に負担があります。そういうことも考えてやってほしいと思うわけです。そして、1つ、2つ多くなくなろうが、3つ、4つ多くなくなろうが、その子がそれでしっかり衛生管理していけるなら、私は十分いいことだと思っております。1つがすごく高額なものでもなかろうと思えますし、数が多ければ幾らかの予算は要ると思えますけど、ほかのにも随分予算を取ってしてるわけですから、子供のそういう衛生面というのは何をさておいてでもしてやっていただきたい。そういうことを強く思います。

時間がなくなっていくしますので、次に移らせていただきます。1番のことは、もう一度よく検討されて、ぜひ教育長、よろしく願いをいたします。

それから2つ目、市内の保育所、幼稚園等の遊具の点検についてです。小さな子供が利用する遊具については、二、三年に一度でも専門業者による点検が必要ではないか、思いもよらぬ事故も多く、県の検査もあるとは保育所で聞きましたが、市独自の検査が必要ではないかという質問です。

遊具の事故というのはいろいろ皆様方も御存じのように、あっております。細い間の柵に首を入れて亡くなった事例もあると思います。こういうことからして、二、三年に一度、三、四年に一度でもよろしいので、製作された専門業者に継ぎ目の設置具合とか、継ぎ目の傷み具合、それから設置据付けのバランスや使用の方法、それぞれの使用法、そういうものなどを確認しながら、二、三年、三、四年にでも1回、点検が必要ではないかと思えます。本当に何かあればすぐテレ

びで謝りますけれども、ああいう事態を見たくないわけです。それで専門業者の点検をぜひぜひお願いしたいと思っているわけです。そのことについて、時間もございませんので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市内保育所、幼稚園等の遊具点検について、遊具の専門事業者による点検についての御質問をいただきました。

保育所等における安全管理につきましては、保育所保育指針において「保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと」とされております。

また、国が作成しております「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」には、「園児の環境の安全は、重要な課題であるとして、安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要」とあり、市内の保育所、認定こども園では安全点検表を作成し、主として目視、触診、聴診などを行うことにより、施設の変形や異常の有無を調べる点検を定期的に行い、必要に応じて補修などを行っております。

幼稚園につきましては、年1回の専門事業者による点検を実施していることを確認しております。また、保育所、幼保連携型認定こども園等では、県が実施する認可制度に基づく指導監査と、市が実施する確認制度に基づく指導監査を合同で毎年1回実施をしております。この監査においては、保育所等の運営状況や児童への処遇、経理のほか、遊具の安全管理についても監査が実施されているところであり、監査の結果に基づき必要な改善を行っております。遊具の専門事業者による点検につきましては、議員の御指摘を踏まえ、今後、近隣の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 答弁をいただきました。

先生方で点検されているのは把握いたしております。ただ、先生方もやっぱりお聞きしますと、専門でございませんのでというような、ちょっと自信なさげなところもございます。やはりそうだろうと思います。表面から見て色がきれいであれば、大丈夫だなと思うのが素人考えです。中のほうまで分かりませんので。それで、思わぬことから事故が、遊具が痛んでなくても事故があつてる。そういうところからして、やはり専門に何年間に1回は見ていただくというのが非常に大事ではなかろうかと思えます。

保育園の先生方は保育をするということがお仕事でございます。遊具については素人でござい

ますので、そのような表がどのようにあったとしても、それは無理な話でございます。それでもし事故があったら本当に心配をします。裁判沙汰になります。非常なことがありますので、遊具を仕入れてるところであれば、点検はお安くしていただくとお思います。そういうことを考え合わせながら、ぜひぜひ点検についてはお願いをしたいとお思います。子供を守るため、先生方を守るため、元を正せば行政が心配をしなくていいように、ぜひ、そういう遊具設置者の、遊具を製作しているところに頼めば、そのように法外な金額を取るはずありませんので、よろしくお願ひしたいとお思います。もう一度答弁いただいて、次に移ります。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 保育士も技術的な面は詳しくないことは承知しておりますので、近隣の状況を確認しながら検討を進めてまいりたいとお思います。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 所長、よろしくお願ひをいたします。何でも事故が起きてからでは、後の祭りですので、子供は思わぬことをしますので、よろしくお願ひをします。

それでは、3番に移ります。木材活用についてでございます。

森林の多いうきは市での木材活用は喫緊の課題だと思っております。日常生活の中で、目に見えて活用していくことが非常に大切だと思っております。マルチな家庭用品の木材物置や、まき活用のサウナ等も、うきは市のイメージとして売りに出してもいいのではないかと思っております。まずは見本として市で活用してみたらどうかという質問でございますが、ホームセンターなどにマルチなスチール製の収納物置、各家庭に必ず1個、2個、買い求められ、設置をされております。このスチール製の物置の代わりと言っては何ですが、市内の木材で製作し、木材消費につなげてみてはどうかということです。

市は豊かな木材産地であり、市のイメージアップにもつながるように、自然木材で、自然の素材で暮らすことはSDGsにもつながりますし、自然素材での心豊かな暮らしもできます。これを掲げ、アピールしてはどうかという質問でございます。

移動式の建築物であれば坪数制限等もありますが、農地で納屋として使うのも可能であろうと思っております。この木材の建物というのは寒さ暑さに適応し、収納物の痛みも軽減されると思っております。また、あるときには不足している1部屋にもなりますし、展示用の建物としても利用できます。また、洗濯物干し用としての部屋としても使い分けができ、マルチに利用できるということです。

そのことは市内の木材の消費にもつながりますし、また一方、まきサウナ等もいかがでしょう

か。今度、道の駅の東側にホテルが建設されますが、積水ハウスとマリオット・インターナショナルの共同製作ですが、重点道の駅と横にホテル、その間に道の駅のイメージと類似した、まき活用のサウナなどを設置し、集客をアピールしたら非常によいことだと思っております。市内外の活用品が多く集うと確信をいたしております。女性のおしゃれで言えば、下にスカートを履き、上に上着を着、ちょっとイヤリングといったような部署になると思います。道の駅とホテルの引き立て役というようなことになると私は思っております。

そういうことで、まきサウナ、そういうものを設置したらいかがかという提案でございます。木材も豊かでありまして、木も年々大きく太っています。このことを活用せずにはいけないということも非常に思うわけです。燃料も高騰化しておりますが、そういうことからして、ぜひそのことを提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、木材活用について、家庭用木製物置や、まき活用サウナ等を木材産地うきは市のイメージ商品として開発し、実演見本市を実施してはどうかという御質問ですが、森林の多い当市において木材の活用を促進していくに当たっては、議員御指摘のとおり、まずは目に見えるところで活用し、木材のよさを感じていただくことが大切だと考えております。

そのような中、本年度から「木のまち創出事業」として、市民や観光客の皆様が目にする機会の多い市内店舗などを対象として、木製品の製作や内外装の木質化等に対する助成を行っております。また、「林業・木材産業振興ビジョン推進事業」で開発を行った木製コンテナハウスなど、市内事業者が製作されている各種木製品を紹介するパンフレットを現在作成しているところであります。御提案のあった実演見本市なども参考にさせていただきながら、今後も引き続き、森林・木材の普及促進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 2回目です。答弁をいただきました。

私は、この件は何か一般質問していたような気がいたしましたけど、いつも窓口に行って、課長にこういうものをつくりましょう、ああいうものをつくりましょうというようなことを担当の窓口で言っただけで、一般質問で言ってなかったのについ最近気づきました。それで初めて申し上げます。

何かの質問の折には口にしたと思いますが、このようにたくさん木材がございますので、それを活用しながら、うきは市のイメージとして使っていくというのは大変重要なことだと思います。燃料も高騰しておりますし、また近年、全国的にはレトロな生活を味わいたいというような、生活をしたいというような方も多くなってきております。それで、うきは市のイメージとして、

日常の中に木材を取り入れる、そのことをして、いつも目で見えて暮らしていける、そういう環境にしていったら非常にいいのではないかと考えております。

また、町並みや伝建地区、それから歴史的建造物とも溶け合いますし、また一段と魅力のあるうきは市が生まれてくると私は考えております。サウナは事業用の小さな家庭用もつくっていいのではないのでしょうか。将来、希望すれば各自治体にでも設置をし、近隣の住民と地域づくりとして活用し、自治体にも皆さん寄ってきますし、裸の付き合いでサウナ等もいいのではないかと考えます。

うきは市の方もサウナが好きな方がたくさんいらっしゃいまして、日田のほうにサウナに入っている方もたくさんおられると思います。それも木材サウナであれば、なおさら非常に気分もいい、普通の化石燃料のサウナと違って自然の感じの温かみで汗が出ますので、非常に入り心地は100%だと思います。これに備えて、まきステーションも高齢の方のちょっと日当ぐらいになればいいという方がいらっしゃれば、まきステーションも備えておけば、いろんな燃料はどのようにも産み上がります。化石燃料ばかり当てにしなくて、豊かな暮らしも考えていいのではないかと考えております。

ヨーロッパでは木材のお仕事をしている方は尊敬の人に値すると言われております。子供たちにもとてもいい刺激になると思いますので、このことをしっかり推進しながら木材の消費につなげていただきたいと思います。

このことを書いておりましたときに、道の駅と今度できるホテルとの間にまきサウナができれば、市の人、それから観光の人也非常に集いながら入られますし、あそこの道の駅はフルーツ王国のフルーツの産物等もよく出ております。うきはの柿もしっかりあそこから発送されておりますので、「汗かきサウナ」というような、「あせかき」ですね。うきぴーちゃんみたいな柿の絵が汗をかいているイラスト等も掲げながら宣伝していったらいいのではなからうかと考えております。キャッチコピーもあまり固く持っていないで、やっぱり市のイメージと掛け合いながら考えていくのがいいのではなからうかと考えております。

こういうことで、しっかり私は集客につながる自信がございます。こういうことも前向きに考えていただきたいと思います。答弁をよろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、木製サウナについて、マリオットとの連携で、この道の駅の一角にという話がありました。

議員も御承知のとおり、マリオットのコンセプトは地域経済に十分配慮した宿泊特化型であります。一応、普通のホテルにあるような浴室は設けなくて、欧米流のシャワーに特化をして、お湯に入るときは筑後川温泉、吉井温泉ということでPRするようにしておりますので、そういう

精神をしっかり生かして考えなくてはいけないものだと思います。

それから、先ほど答弁で木製のコンテナハウスの紹介をしました。議員、御承知でしょうか。今、様々な木製品の開発がうきはで進んでおります。1つはノックダウンバンガローということで、昨年、県庁の11階のよかもんひろばにも展示されて非常に評判を受けたバンガロー、うきはの木製で作ったバンガローの開発、それから今後、テレワーク、リモートワークが中心になるんですが、パソコンデスクをトロリーデスクとして、いろんな開発をしております。

あるいは、OMORIという商品名で、いわゆるキャンプのときのバーベキュー用のいろんな木製品を生かしたアイデア商品も出てますし、今月の18日土曜日には、うきは市地域おこし協力隊の皆さんが中心となって、木の成果展示会というものを催して、いろんな木製品の展示なんかもされるようになっております。これは場所がウキハコを会場としてますので、こういう積極的な取組をされてることを議員もぜひ見ていただければ幸いに思います。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 時間がなくなっておりますが、ぜひ前向きに何かを起こしていかなくては、そのことの解決につながりませんので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いします。

検討、検討ばかりでなくて、行動を起こさなくては事態は前に進みません。そういうことですので、行動するのみでございますから、よろしくお願いします。

また、今日は副市長に参加いただいております。時間ありませんが、今日の質問の中で一番興味のあるところがありましたら、一言お願いして終わりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 副市長、答弁。

○副市長（重松 邦英君） もう時間ありませんので。今日、議員の一般質問以外にも朝から一般質問たくさんいただいております。全ての質問、また日頃からの議員の皆様との会話の中でもいろんなアイデア、サジェスチョンをいただいております。全体生かしながら、やれるところから取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。どうぞよろしく願いをしておきます。

○議長（中野 義信君） これで、9番、上野恭子議員の質問を終わります。

---

○議長（中野 義信君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日12月7日は、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしく願いいたします。



以上です。本日はこれにて散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 4 時00分散会

---